

# 平成27年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成27年6月18日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
地域政策課長	野上	英	了
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
農林水産課長 兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	吉永	文	典
行政係長	荒木	俊	行

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問
- 第6 発委第2号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議
- 第7 発議第1号 議会活性化調査特別委員会設置に関する決議
- 第8 発議第2号 石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議
- 第9 発議第3号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成27年6月川棚町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

**議** 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、三岳昇議員及び久保田和恵議員を指名いたします。

**議** 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から6月25日までの8日間と決定をしたいと思います。が、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの8日間と決定をいたしました。なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

( 1 0 : 0 1 )

**議** 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、東彼杵郡町村議会議長会の関係ですが、去る4月10日に東彼杵郡町村議会議長会総会が東彼杵町で開催され、平成27年度の予算及び事業計画を決定いたしました。主に、県町村議会議長会主催の研修会等への参加及び郡内全議員による研修会等を実施することを確認いたしております。

同じく6月3日は、東彼杵郡町村議会議長会臨時総会が東彼杵町で開催されました。4月26日に川棚及び東彼杵町で、議会議員の選挙が行われたことによる役員改選で、会長に東彼杵町議会議長、副会長に川棚町議会議長、監事に波佐見町議会議長を選任いたしております。

次に、去る6月8日に、東彼地区保健福祉組合議会臨時会が川棚町で開催

されました。これも同じく4月26日に川棚町及び東彼杵町の議会議員の選挙が行われましたので、新しい組合議員の出席のもとに議長、副議長の選挙が行われ、議長に川棚町議会議長、副議長に波佐見町議会議長が選任をされました。終了後、改修工事が始まりますごみ処理施設の見学を行っております。

次に、去る6月9日に長崎県町村議会議長会臨時総会が長崎市において開催されました。4月26日に8町中5町の議会でも町議会議員選挙が行われたので、役員を選任を行い、会長に佐々町議会議長、副会長に新上五島町議会議長、同じく副会長に川棚町議会議長が選任されました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が、3月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、3月実施分、4月実施分、5月実施分が監査委員から提出されておりますのでご一読をお願いいたします。以上で、私からの報告を終わります。

(10:04)

**議 長** 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

**町 長** 皆様おはようございます。本日ここに、平成27年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは3項目について、行政報告をさせていただきます。

まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定についてでございます。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、現在、取組みを進めておりますので、その状況についてご報告をさせていただきます。去る4月20日に、川棚町まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するための方針を決定するとともに、具体的な事業計画を調査検討するため、創生本部内に関係職員によるワーキンググループを設置をいたしまして、第1回の会議を6月5日に開催したところでございます。

並行して、住民の意向を把握するため、2千名を対象とした住民アンケート調査を実施しているところでありまして、遅くとも11月末までには、この総合戦略を策定したいと、このように考えております。

続きまして、平成26年度の補正予算でご承認をいただきました地方創生関連予算につきましては、すでに消費喚起生活支援型の川棚プレミアム商品券を6月20日から販売することとしており、約1億6,800万円程度の消費喚起ができるのではないかと予測をいたしております。この事業が消費拡大につながり、かつ商工業者の活性化を促すことができればと、そのように期待をいたしております。

地方創生先行型では、事業の準備が整い次第、順次着手しておりますが、その中でも地域おこし協力隊員募集事業は、隊員募集の一次選考が終了いたしましたので、近日中に二次選考を予定しているところでございます。また、婚活支援事業は、第1回目の婚活イベント川恋を6月28日に開催することで準備を進めておりまして、多くのカップルが誕生することを期待いたしております。

次に、総合計画後期基本計画の策定についてであります。第5次川棚町総合計画、後期基本計画の策定について、4月から順次取組みを開始しておりますが、これは平成23年度に策定いたしました第5次川棚町総合計画において、基本構想の目標年次を平成32年度までの10年間とし、基本計画を前期と後期に区分し、前期基本計画の目標年次を平成27年度まで、後期基本計画の目標年次を平成32年度までのそれぞれ5年間と定めており、平成27年度に前期基本計画の目標年次が終了することから、28年度から32年度までの5年間についての基本計画を策定するものであります。

具体的には、4月に課長職等により構成する川棚町総合計画後期基本計画策定委員会を発足したことを始め、5月にはその下部組織である係長職により構成する後期基本計画策定ワーキングチーム会議を発足し、さらに6月には、外部有識者により構成する川棚町総合計画審議会を発足し、それぞれ策定に向けて取組みを進めているところでありまして。

前回の計画策定から5年を経過しようとする現在、国政や社会情勢、地方行政を取り巻く環境も大きく変化しており、とりわけ急速な人口減少や、その影響による地方創生にかかる諸課題がにわかにクローズアップされており

ます。このような情勢の変化を後期基本計画に反映させるとともに、今後さらに厳しさを増す本町の財政状況を踏まえながら、前期基本計画において掲げた数値目標などの達成状況を十分に検討し、また並行して策定作業が進められている川棚町人口ビジョン及び川棚町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図りながら基本構想の実現に向けたまちづくりの具体的指針となるよう策定してまいりたいと、このように考えております。

「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業と相まって、非常に厳しいスケジュールとなりますが、10月頃を目途に計画をまとめ上げ、完成したその折には議会にもご説明し、ご理解をいただきたいと、このように考えております。

次に、都市公園片島公園にかかる用地取得についてであります。

平成27年度当初予算に計上しております都市公園片島公園にかかる用地取得についてであります。今回、片島公園区域の約3万8,000㎡のうち、山林2万7,657㎡の土地を所有者のご厚意によりまして、安価にて相談ができましたので、近日中に売買契約を取り交わす予定といたしております。用地の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得価格が700万円を超え、かつ面積が5,000㎡以上の場合は、議会の議決を必要といたしますが、今回は取得価格が700万円を超えておりませんので、議案として提案はいたしませんけれども、取得面積が広大でありましたので、今回、報告をさせていただいたところでございます。

なお、今後は戦争遺構跡地への通路を始め、園内を散策する遊歩道の整備を検討しているところでございます。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、繰越明許費繰越計算書の報告3件、平成27年度各会計補正予算3件、条例の廃止1件、条例の一部改正2件でございます。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますよう、お願いいたします。

(10:13)

議 長 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人であります。これから通告順に従って質問を許可します。まず、福田徹議員。

**1 2 番 福田** おはようございます。12番、福田徹。

本日は、特定空き家への対策、川棚港埋立地の有効活用と、町営住宅玄関ドアへのペインティングについての3問を行います。

それでは1問目の空き家対策について質問です。先日、5月26日、空き家等対策の推進に関する特別措置法が、規定など全面施行されました。これは、適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用のための行政としての対応が必要として定められたものであります。特に、特別措置法第2条第2項で、特定空き家等と指定された倒壊など、著しく保安上、危険となる恐れのある状態にあるもの。著しく衛生上有害となる恐れのある状態にあるもの。適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態にあるもの。その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあるものについては、特に除却、修繕、立木等の伐採、それらの助言、または指導、勧告、命令が可能となり、さらに要件が明確化された行政代執行の方法により強制執行が行われるようになっていきます。

本町でも荒れ果てた空き家が存在し、かねてから住民からは危険性を指摘され、防犯、防災の面から善処が求められています。この件については、平成25年3月定例会において、久保田議員からの一般質問に答えて、調査研究を始めたことと答弁されております。これまで、行政においては、個別に対応されていると思いますが、持ち主等の事情もあるのか、進展が見られていません。そこで、本町が把握している空き家の現状と特別措置法が施行された今後の対応についてどう考えているのかお尋ねします。

2問目です。川棚川河口に面した下百津地区の埋立地では、県の事業である川棚港社会資本整備総合交付金港湾環境整備事業として、広場の整備が進められています。この事業は、白石海岸の宮田公園の整備、数石の港湾道路整備と同時期に計画が始まっていたのではないかと思います。財政事情から、他の2事業と違い、なかなか進展しなかった事業であります。

それでも平成23年7月に行った町長の要望活動が実ったのか、平成24

年から地元との調整が始まり、ようやく今年度から設計と本工事が始まるようになっております。完成は、平成30年度と聞いております。しかし、埋立地9.3ヘクタールの内、約3ヘクタール分は計画が白紙であり、現状のまま放置されとの説明ではなかったかと思えます。そのままでは、町の景観上からも問題と考え、川棚町が要望している野球場ができるまでの一時的ではありますが、埋立地の利用を図るべきと考えます。その活用方法については、町民主体の事業として公募し、埋立地の有効利用ができないか尋ねます。

3問目です。川棚町消防団では、各分団詰所のシャッターをペインティングされ、さまざまなキャラクターの消防士をデザインされ、絵が描かれております。消防団のイメージアップや住民の安心感、親近感を高めることができているのではないかと評価をしております。そのような中、新町町営団地を訪れた際、あまりにも塗装のはげた玄関ドアが目につきました。ほかの団地も見て回りましたところ、新町ほどひどくはないにしても、錆が目立つドアがいくつかありました。

本町では、川棚町公営住宅等長寿命化計画を平成23年に策定し、順次取り組むことになっております。しかし、外壁改修が済んだと思われる住宅でも、ドアに錆が見られます。ドアまで予算が回らなかったのでしょうか。まだ塗り替えるまでもないという判断であったのでしょうか。そこに住んでおられる方々の気持ちを思うと、塗装し直すべきと考えます。そこで、同じ塗装をするのなら、町営住宅の玄関ドアを各世帯の要望に合わせた絵柄のペインティングを行い、町営団地のイメージアップとコミュニケーションの活性化を図れないでしょうか。また、ペインティングにあたっては、学校の美術部にお願いするなどのほか、ボランティアを募集し、話題性を持たせるなど、川棚町のイメージアップにつなげてはどうか町長にお尋ねします。以上です。

**町長** ただいま福田議員からは、3点についてご質問いただきましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、特定空き家等の対策についてでございます。今議員も述べられましたように、近年、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活の環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、

身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用の推進のため、その対策が必要なことから、昨年11月に特別措置法が制定をされたところでございます。

この空き家等対策の推進に関する特別措置法につきましては、平成26年11月27日に公布され、平成27年2月26日に一部施行、その後、先月の5月26日に全面施行されたところでございます。この法律によりますと、まず空き家の定義として、1年を通して人の出入りや、電気、ガス、水道の使用がないこととしてあり、そのうち、著しく保安上危険な状態、衛生上有害な状態、または著しく景観を損ねている状態にある建物を特定空き家として位置づけられているところであります。そこで、本町が把握している現状と、今後の対応についてであります。本町では平成25年度において、総代会からの調査資料を基に、廃屋として28戸を把握しており、平成26年2月に関係する課の職員が現地調査を行っているところであります。調査結果としては、倒壊の危険性がある建物も見受けられたり、このまま手を加えないで放置すれば、さらに危険度を増す建物もあるようでございます。その後、同年4月1日に、本町では老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱を制定し対応しておりますが、要綱レベルでは管理不全な状態の建物の所有者に対する対応が、助言または指導の措置止まりで、改善勧告、あるいは改善措置命令といった措置を講じることができない状況にございます。そこで、今後の対応として、ますます増加するであろう空き家及び特定空き家については、空き家対策特別措置法第4条において、市町村の責務が規定をされており、市町村は空き家等対策計画の作成や、空き家等に関する必要な措置を適正に講じるよう、努力義務として定められておりますけれども、計画の作成、条例の制定に向けて、今後検討していくことにしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、川棚港埋立地の有効活用についてのご質問にお答えいたします。

川棚港埋立地につきましては、全体面積が9.3ヘクタールで、その内の5ヘクタールについて、県が事業計画をしており、今年度設計費が1,500万円計上されているところであります。したがって、その残りは、4.3ヘクタールになります。4.3ヘクタールの整備について、県の担当課に確認いたしましたところ、計画はまだ白紙の状態であるということであ

りました。この4.3ヘクタールの一時的な利用を図るべきとのことではありますが、一時的に利用するためには、草刈りや樹木の伐採、最低限の整地をする必要があります。4.3ヘクタールという広大な面積でありますので、最低限の整地であっても、相当な経費がかかるものと、このように思っております。このことから、町の単独事業費を投入したり、あるいは町民の方に負担をかけるようなことはできませんので、一時利用することは今のところ考えておりません。この残りの4.3ヘクタールにつきましては、今後も県の方に整備をしていただくよう、要望をしてまいる所存でございます。

次に、町営住宅の玄関ドアにペインティングをという質問にお答えいたします。

消防団詰所シャッターのペインティングにつきましては、県の消防団加入促進補助金を活用して町が行ったものであり、加入促進のためののぼり旗、看板、ポケットティッシュの作成、そして詰所シャッターのペインティングを行ったところであります。ペインティングの大きさは、幅3m、高さ3mで、それよりもやや大きいものもありまして、全体で10枚作製いたしております。また、場所も町道や県道の大きな通りに面しており、シャッターも大きく見えやすいので、イメージアップにつながっており、先日はテレビでも放映をされたところであります。そこで町営住宅の玄関ドアにもペインティングとのご提言ではありますが、福田議員らしい非常にユニークな発想であると、このように思っております。しかし、町営住宅につきましては、町民の方が家賃を払って入居されておりますし、個人の、いわゆる入居者のプライバシーを守る必要もあります。また、公営住宅法には、いろいろな縛りがありますが、そもそも玄関ドアに絵を描くこと自体想定されていないようであります。したがって、入居者からペインティングとの申し出があらましても、お断りすることになると思います。そういった施設に町がペインティングすることがどうなのか、正直言ってよく判断ができません。

そこで、100歩譲ってペインティングをした場合、話題性はあると思いますが、議員がおっしゃるように町営住宅のイメージアップとコミュニケーションの活性化につながるかは、いささか疑問を感じております。そのようなことから、町営住宅の玄関ドアへのペインティングは、今のところ考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

**1 2 番 福 田** 特定空き家の方から再質問をさせていただきます。25年度あたりに総代会からの話もあって資料もいただいて、それなりの調査をされたということではありますが、要綱を策定されたのは、そういう要望があったからされたのでしょうか。

**町 長** お答えいたします。総代会の方で、当時調査をされて、それに対して何とか対策を講じるべきではないかというご意見をいただきましたので、それに対応するために要綱を制定して、そして対応をしてきているところでございます。

**1 2 番 福 田** その要望に応えるためということですが、その25年度あたりには全国的にそういう空き家等の問題が、いろんなマスコミ等でも取り上げられていたのではないかと思いますけれども、そういったときに条例を制定していたところはなかったのでしょうか。もうあったのではないかと思いますけど、そこらへんの検討はどうだったのでしょうか。

**町 長** その件については、担当の総務課長から答弁をさせます。

**総 務 課 長** その当時、各自治体において条例が制定されておったところがあったのかというご質問でございますけれども、議員がおっしゃいますように、当時、県内においても条例を制定しているところはございました。しかしながら、その各自治体の条例そのものが、まだ法律も制定されていない状況でございましたので、その各自治体が持っております条例をそのまま川棚町に適用するのはどうかなというところもございましたので、その時点では要綱というかたちで制定したという状況でございます。

**1 2 番 福 田** 今回、その特別措置法が施行されたことによって、先ほど町長も言われましたように、各自治体の責務として努力を謳われていると。そういった中でも、一年前になるんですけれども、長崎県でも全20市町村の内、9市町村が制定されております。今後、この法が施行された以上、また一気に増えてくるのではないかと思います。先ほど今後、制定に向けて検討するとおっしゃいましたけれども、このことは随分長いわけだから、スピード感を持って策定していただきたいと思うんですけれども、そこらへんの町長の考えは、そういうふうに思われているのかどうかお聞きします。

**町 長** お答えいたします。この今回制定をされました空き家等対策推進に関する特別措置法第4条においても、市町村長の努力義務というふう

に定めてあります。しかし、そう言われても、この問題については、やはり大変重要な問題でありますので、町としてはこれを要綱を条例に格上げをして、そして対応していきたいと、そういう姿勢でいることをご理解いただきたいと思っております。以上です。

**1 2 番 福 田** 要綱を格上げということで、努力義務が満たされるだろうという判断をされているというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

**町 長** お答えします。先ほども言いましたように、これまでは要綱だったから、いわゆる助言、または指導はできますけれども、いわゆる措置命令、そういったものができませんので、今回、法律にはそこまで求めてありませんけれども、やはり行政としてはそこまでしなければこの問題は解決しないだろうという思いの中で、今回条例を制定しようと、そう説明しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**1 2 番 福 田** 内容的には重複するかどうかと思うんですけれども、検討していく中にですよ、市町村空き家等の対策計画を作成することができるというふうな文言で表現されております。または、そういったものを策定するのにも、またその後の条例の施行にあたっての判断をする部署として、協議会を設置するというふうな文言も入っておりますので、そこらへんはどのようにお考えなんでしょうか。

**町 長** お答えします。この特別措置法ですね、第4条に市町村の責務が謳われております。これについても、「講ずるよう努めるものとする」としてあります。そこで、先ほどから申し上げておりますように、これについては喫緊の課題だということで、条例で対応しようということで方針を決めております。

そうなりますと、第6条には、「空き家等対策計画等を定めることができる」と、そしてそれを定めるためには、協議会を設置しなさいと。こういった法律の内容でございます。したがって、当然、条例を施行して、これに対応したいという考えを申し上げておりますので、努めるものとするじゃなくして、空き家等計画を策定して、そしてもちろん協議会も設置をするという考えで進めていきたいと思っております。以上でございます。

**1 2 番 福 田** 特別阻止法に沿った方針でやっていかれるというふうなことで受け取りまして、この質問を終わりたいと思っております。

2番目の埋立地の活用についてです。9.3ヘクタールの内、5ヘクタール分が整備の計画になっており、4.3ヘクタールが残るんだというふうなことで、県の方でも白紙の状態であるということを確認されておられますが、あまりにも広いので、維持管理には経費がかかると。経費はどのように抑えるか、抑えるかというか、予算が少しでもあればその予算内で抑えるとかですね、予算をかけないで、かけないでということはずないんでしょうけど、誰があそこを使いたいという方がおられたら使えるのか、そういうふうなことは考えられるかどうかお聞きします。

**町長** 担当の建設課長から答弁をさせます。

**建設課長** 福田議員の質問にお答えいたします。4.3ヘクタールの分を一時的に誰か使いたいということで使えるのかという質問ですけれども、港湾の管理の方に確認をしております。港湾以外であれば、目的外使用ということで使えることとなりますけれども、町の公共用地以外に使用する場合は、その使用料といいますかね、減免措置はありません。町が公共用地、例えば地域振興、そういったもので借りるとなれば減免措置はあります。以上でよろしいでしょうか。

**1 2 番 福 田** この埋立地のような、後々整備をしようという用地ですね、そういったところが結構あるんだろうと思うんです。そういったところの有効活用がされているところがないかと、ちょっと調べてみましたところ、東京都の練馬区では、民間の遊び場としてですね、公有地を一時的に遊び場として開放する。または民有地を一時的に開放して遊び場として使う。その場合は、その民有地から無償で貸し出してもらおうとか、そういったところがある中で、「用地買収が行われた道路予定地等を本来の目的に使用されるまでの間、子どもの遊び場として一時開放しているものです。」というふうな場所がございました。そういうふうなことで、純粹に現状から手を加えないで、あその場で子どもたちが自然の、自然とは言えないかもしれませんが、現状のままで入って、事故のないように遊ぶのは当然ですけれども、そういう遊べる場所としても使えないのかなと思うわけです。全体的にいろんな使い方があって、一部にはぐるりを花壇等にも使えるんじゃないとか、いろんな利用法があるんだろうと思うんですけれども、そこはそういうふうに一時的に利用ができますよというふうなものにしてしまえば、いろんな利

用を、いろんな方々が提案して来て使われるんじゃないかなというふうなことを考えておりますので、一時的に使えるんだというふうな特定の目的があって許可を得るんじゃなくて、そういうふうに見える場所として、一時的には使えますよというふうな目的をまだ定めていない状態で町が動けないのか、もう一度お尋ねします。

**町** **長** ただいま議員の方からは、東京都の方の例を挙げて再質問なさいましたが、東京都の場合はおそらく子どもの遊び場というものが全体的に不足しているんじゃないかという状況の中から、そういった活用の方法が検討されてきていると思います。

川棚町はどうかと判断した時に、必ずしも100%ではありませんけれども、大崎自然公園の風の広場であるとか、城山公園等々各地にそういった都市公園や児童公園がございます。そういったことから、少し東京都の状況とは違うんじゃないかということを、まずご理解いただきたいと思います。

それから、もしここを子どもの遊び場、あるいはほかの用途に利用しようとした場合、現状ではまったく整地をしておりませんので、整地をする必要があります。あれだけの大きな面積でありますので、どのぐらいかかるかということについてははっきり記憶しておりませんが、実は、2年前に和牛の共進会、全国大会がハウステンボスで開催されたときに、あそこを整地して、そして駐車場に利用しようかということで、その整地費用を県の方で積算をされましたが、これは車が入るだけの整備ですね、それでも1千万円とかかかるんだというふうな説明でありますので、おそらくここを何かに活用するとした場合には、それだけの多額の経費がかかりますので、費用対効果、そういったことを考えますと、福田議員の提案がいかげなものかというふうに判断をいたします。以上でございます。

**1 2 番 福田** 整地にかかる費用というのは、本当に莫大なものだろうと、私も思います。そうであるならば、最終的にあの場所を現状ではなく、少しでも景観を良くするためには何かできないかというふうなことも考えていくべきじゃないかなと。そのままで横が整備されて、広場ですよ、海岸と川棚川の方の周辺部には緑地もできて散歩される方も出てくるんだらうと思うんですけど、あの横に荒地があるのもどうかと思いますので、やっぱりそ

れなりの何らかの除草とか、そういったこともされていくのかなと思いますので、であれば何か現状のままでも誰かが入っていけば、草も生えない、そういうことも考えられますので、必ずしも最初の初期費用だけじゃなくて、その後の管理していくのにはお金もかかりますので、もう少し検討を加えられたらと思いますし、私も考えていきたいと思います。

3 問目に入ります。これは先ほど、公営住宅の方にもいろんな制約があるということですので、私もそこまでは詳しくは調べておりませんが、町営住宅の長寿命化計画を策定されるときに、アンケートもされていますよね。そのアンケートの中に1件、玄関ドアのペンキが取れているということで、アンケートに答えておられます。これは長寿命化計画の中ではどういうふうな対処をされるように考えられたのか、玄関のドアは今度の塗装とかに入ってくるのか、外壁の改修とかに入ってくるのかどうかお聞きしたいと思います。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 担当の建設課長に答弁させます。

**建設課長** ただいまの質問にお答えいたします。福田議員の質問では、主に新町団地を話されていたと思いますけれども、新町団地につきましては平成27年度、今年度に調査測量をします。設計ですね。28年度から5年間で外壁と屋上ですね、屋上の補修を計画をしております。この25棟あります。それと海岸べたでありますので、玄関ドアだけではなくて、そういった外壁も階段ですね、そういったところも相当痛んでおります。そういったことで、まず住むのに支障がないといいますかね、そういったところを先に補修をしたいというふうを考えております。約1棟で1千万円を超えるという補修になりますので、2億5千万円以上の補修費がかかるようになります。そういったことで、その時にですね、周りを補修をしまして、見た目、玄関ドアも塗装のやり直しをした方がいいようになれば、その時に玄関ドアの舗装も検討したいというふうに思います。ただこれは、補助対象ではありませんので、そのへんの財政的なものも考えながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

**1 2 番 福田** 今課長の説明を聞きますと、27、28年度で行うようなことですが、27年度は設計だけですよね。そのあと順次、32年度までかかって新町団地は行うというふうな段階的なものがあるんですけども、私

が問題にしているのは、ドアが錆びて、ペンキがはげてしまっていて、普通の住民の方はですよ、自分の家に帰ってくる、そのドアがあまりにも痛みが激しいので、それは特別に先にするべきではないかというふうなことを私は考えています。今回の質問で、全面的に全部のドアをというふうな受け止められたのかなと思いますけれども、財政的にもそうでしょうけど、そういうふうな激しいところは先にやるべきじゃないかなと思うんですけど、そういう対応はできないんでしょうか。

**町長** お答えします。そもそも福田議員の質問はですよ、町営住宅のイメージアップ、さらにコミュニケーションを深めるために玄関ドアに絵を描けというご質問でしたね。今おっしゃっているのは、錆びているから補修をせろというお話ですね。ちょっと質問の内容が最初と今の質問ではまったく違うんですけども、今の質問に対して、そういった実態があれば、それはさっそく補修については担当課に対応させますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

**1 2 番 福田** 私はその、錆びているからじゃなくて、錆びているのを見てですね、そういうふうな発想で今度色を塗り替えるときには、ペインティングで、例えば一色でも構いません。カラフルな団地に順次なっていけばいいなというところまで、順次ですよ、なっていけばいいなという発想にあります。必ずしもきれいなところを無理して塗り替えるというふうなことになってくると、財政的な面もありますので、そこまでは私も求めておりません。また、長寿命化計画の琴見ヶ丘、旭ヶ丘、若草、山道の前、こういったところは順次されるような表の見方をしていけばあるんですけども、山道とかは塗装されたんじゃないかなと思ったかもしれないながら、やっぱり錆があったりするものだから、ああいう錆は早めに塗った方が長寿命化になるんじゃないかなと。そういうふうなところの考えですね、はどうなのかなという事もお聞きしたいんですけども、答えられますか。

**町長** お答えします。そのドアが痛んでいるところについては、さっそく調査をして対応したいと思います。それから、ドアに絵を描くことについてはですね、例えば福田議員は入居者の希望を聞いてというようなことも先ほど述べられましたが、これは入居者が変わる場合があるわけですね。だから前入居者の希望によって、例えば虚空蔵の絵を描いたとした場

合、次の入居者がこれは気に食わんからくじゃくの絵を描けと。そういったことになると、住宅管理上果たしてうまくいくのかということを考えまして、やはりこれは事業として取組むべきではないのではないかと、こう私は考えております。以上でございます。

**1 2 番 福 田** 当然そこは私もネックかなと思っております。そういった中で、あまりに奇抜なものとか、そういったものは敬遠されるというか、次に入られる方は敬遠されると思いますが、ある程度事が進んでいけば、公営住宅の入居年数とかも調べていけば、ペインティングが落ち着いていけばそこまでないのかなというふうな考えも持っておりました。ペンキ等につきましても、お金が当然かかりますけれども、いろんなやり方をすれば、いろんな会社で仕事で使ったペンキとか、日曜大工で余ったペンキとか、そういったものを有効活用する。余ったものを寄附して受け皿となるところがあって、そういったところを活用したペインティングするとか、それを使って堤防とかに絵を描いたりとかですね、そういったこともされているんじゃないかなと思うんですけれども、できるかできないか、やりたいかがあって、そのあと費用のこともどう安く上げていくかということも検討されるべきじゃないかなと思いますので、あまり先に費用の面で拒否されるのも、財政的に苦しいのも分かっていますのであれですけれども、何とかクリアする方法を考えるのも一つの方法ではないかなと思います。このドアに関しては、あまり前例もないということで、かなり厳しい質問になるのかなと思いました。できれば、他の公共施設等について、あるのかどうか実態を調査しながら今回はこれで質問を終わりたいと思います。

( 1 0 : 5 9 )

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、小田成実議員。

**1 1 番 小 田** 議席番号 1 1 番小田です。通告文に従い、地域見守りネット

ワーク活動に対する支援体制について質問いたします。

地域見守りネットワーク活動は、モデル地区での取り組みを基にして、各地区での取り組みが進められています。地区における活動体制づくりは、総代に任されており、その取り組みに苦慮されているようであり。そこで、町民挙げての活動に結びつくように、次のような支援体制を早急にとれないか尋ねます。

①地域での見守り活動を支援するために、高齢者や地域住民の孤立防止や異変などの早期発見のために、日頃住民宅を業務で訪問している事業所と、見守りネットワーク協定を結び、異変や異常があった場合には、町や担当者へ連絡をしてもらい、事故防止等の早期発見につながる見守りネットワーク協定の体制づくりができないか尋ねます。

②地域住民としての見守り活動を行うために、各地区では規約等を作成するとともに、要援護者台帳を作成し、活動に取り組みられています。支援の仕方が分からないとの声もあります。そこで、見守り活動や避難誘導に協力いただく機関を対象として、一定の講習会を行い、その講習会修了者を見守りサポーターと位置づける見守りサポーター制度を導入できないか尋ねます。

③見守り活動を充実させていくために、情報交換会や様々な状況を想定した避難誘導等の訓練を行う必要があると考えます。

平成27年度施策等に関する町長説明書に、「地域見守りネットワーク体制の整備を図るために、援助を必要とする方々に対し、災害等発生時に適切な支援が行えるよう自主防災組織の育成と併せて、平常時からの支援体制の充実に努める。」とありますが、情報交換会や様々な状況を想定した避難誘導等の訓練を行う考えはないか尋ねます。以上です。

**町長** 小田議員の「地域見守りネットワーク活動に対する支援対策を」のご質問にお答えいたします。

小田議員からは、3点についてご質問いただきましたので、まず初めに①についてですが、このことは4月の総代会議でも要望がありましたので、その折に「早急に民間事業者との協定締結を進めます。」と、このように回答をいたしております。そこで、担当課では協定書締結に向けて今準備を進めているところであります。協定できる事業所が決まれば、調印式を行

い、協定書を取り交わすことにいたしておりますが、その事業所といたしましては、今のところ住民のライフラインであります水道、電気、ガスの検針を行う事業者、契約者宅を毎日訪問する新聞配達事業者、不定期に訪問する郵便事業者、あるいは宅配事業者を予定しているところであります。

次に②の見守りサポーター制度の導入についてであります。これについては、全国各地の市町村において、主に認知症サポーター養成講座を実施している事例が多いようであります。この目的といたしましては、まず認知症について正しく理解し、まず自分の理解できる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターの養成を行うもので、特別なことをする人ではなく、温かい目で見守る応援者としての位置づけで取り組んであるようでございます。この講座は、本町においても行ってございまして、その修了者に対しましては、オレンジリングをお渡しをしているところであります。このように現在、本町が取り組んでおります地域見守りネットワークでは、地域におけるご近所づきあいの中でのさりげない見守りをお願いしているものであり、地域の中の誰もが見守りに関わっているという認識を持ち、かつ、かつての向う3軒両隣に見られた、困った時にはお互いに助け合うことができる地域力を復活させ、挨拶やご近所づきあいにより信頼関係を築き、無理のない見守りを長く続けていくことを願っているものであります。各地区におられます民生児童委員の定期的な訪問、町の地域包括支援センターにおける専門的な訪問と相談、社会福祉協議会による配食サービスや各地区でのサロン開催など、様々な分野からの見守りにより、見守り体制は徐々に整えられつつあるものと、このように考えております。

次に③の情報交換会や様々な状況を想定した避難誘導等の訓練を行う考えはないかについてですが、見守りネットワークと自主防災組織とを併せてスタートしている時期が多くありまして、モデル地区として立ち上げた地区は、すでに避難訓練も開催されているところであります。この見守りネットワークにつきましては、普段の生活はもとより、いざという場合に援助を必要とされる方の避難がスムーズに行われるような体制を整えておくことが大きな目的であります。

災害発生時には、各地区の消防団による避難誘導が行われることを想定しており、平常時からの支援体制の充実に努めることはもちろんであります。

れども、緊急時には防災担当と連携して、安全に安心して避難していただけるような体制づくりを普段から心がけておくべきと、このような心がけておくことが必要であると思っております。

防災担当課においては、本年度、長崎県防災推進員養成講座、これは自主防災リーダーと呼んでおりますけれども、その講座へ職員を含めて10名の参加を予定しているところであります。なお、この講座の受講対象は自主防災組織のリーダー等となっておりますので、今後も多くの地区の方々に参加をお願いし、各地区での避難訓練等にも活かしていただきたいと、このように考えております。

また情報交換会につきましては、総代会議等での議題として取り上げるなど、各地区の自主防災組織の取組みについて、実際に実施された地区から発表をしていただくことによって、情報交換の場となり、他地区のお手本として持ち帰っていただくことで、それぞれの地域に合った避難誘導訓練が各地区でできるものと、このように期待しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

**1 1 番 小 田** まず①のですね、ネットワーク協定についてですけれども、今協定を進める準備中であるというふうな答弁をいただきましたけれども、実際にこの協定を結べるのが、最終的にいつごろをめどにしていらっしゃるのかということとですね、今、町長から話がありました様々な業種をですね、いっぺんにというか、時期をずらさずに同時期に協定を結ぶのかということをお尋ねいたします。

**町 長** これについては担当課の住民福祉課長が積極的に取り組んでおりますので、課長の方から状況を説明させます。

**住民福祉課長** それではお答えいたします。この事業所との協定がいつ頃になるのか、いつの時期になるのかということですが、当初は今月末までにと考えておりました。一応、そこを目標に協定を結べるように考えていきたいと思っております。

業種を同時にスタートするのかどうかということなんですけれども、先ほど答弁にもありましたように、最初はそういうところから進めまして、あとは様子を見まして、地元にあります商店街、よく人々が通われる商店街ですとか、コンビニですとか、銀行などもですね、有効であると言われておりま

すので、そういうところにもできれば進めていきたいと思っております。以上です。

**1 1 番 小 田** 関連してですけれども、今月末までにということですので、大変すばやく取組んでいただいておりますことをですね、嬉しく思います。確実にですね、この協定を結んでいただいて、地域の方が本当にですね、安心していただくような状況になればと思っております。その事業者と協定を結ぶ場合ですね、こういうふうな協定を事業者と結びましたというふうなことをですね、町民の方にお知らせをする周知の方法と、あとは事業者の方が気づかれた場合、どこにどういうふうな方法で連絡を受けた方はどのような対応するのかというのをお尋ねをいたします。

**町 長** 担当課長から答弁をさせます。

**住民福祉課長** 周知のお知らせについてということですのでけれども、まず広報かわたなに掲載することはもちろんですが、各地区で見守りネットワークを立ち上げていただいているところには、各地区に通知をしたいと思います。それから、もしそういう方を発見した場合の手順についてですが、協定書の中にそれは盛り込んでいく考えでおりますが、最近実例がございまして、すでに見守りを開始したところなんですけれども、役場の方に直接お電話をいただいたりですとか、それは町民の方です。あとは、地区の民生委員さん、包括の方とかに連絡をいただいて、専門的なところからも結びつけるところを判断していかなければなりませんので、相談の方に持って行ったりですとか、後は病院の方に手続きをしていただいたりですとか、そういうことになります。以上です。

**1 1 番 小 田** このネットワーク協定に関しましては、すばやく確実に締結が結べてですね、有効に活用されることを望みます。

続いて、見守りサポーター制度の導入についてお尋ねいたしますが、今、町長からも本町で認知症サポーター講習会制度を通じてですね、本町でもそのような講習会を行っているということですのでございましたけれども、私もその事実は知っております。そこでですね、それをさらに拡大していく、もっと多くの方の住民が参加できるようにですね、川棚町地域見守りネットワークのパンフレットに書いてあります協力いただく機関ですね、自治会、民生委員、老人クラブ、母子愛育班、消防団、社会福祉協議会というふうな団体を

上げておられますけれども、このような方に対してはですよ、積極的に認知症サポーターの養成講座を進めておられるのか、その実績があるのかというのをお尋ねいたします。

**町長** ただいまの質問について担当課長に答弁させます。

**住民福祉課長** 今のご質問についてですけれども、関係機関にこういう講座に出席していただくようにという働きかけをというところございますけれども、それはこちらとしても、そのように考えていくべきだと思っております。そして、つい昨日なんですけれども、民生委員協議会というのがありまして、定例会がございました。そのときにはですね、だいたい35名いらっしゃるんですけれども、全員ではございませんでしたけれども、ほとんどの方が講座を受けていただきまして、講座を受けた方にはですね、先ほど答弁にもありましたように、オレンジリングというのを差し上げております。私も一緒に受講させていただきました。大変参考になりましたし、こういうことをですね、多くの町民の方が知っていただいて、そういう知識を持っていただければ本当に小田議員がおっしゃるように、町民を上げての見守り活動につながると思いますので、こちらの方は健康推進課の包括支援センターの方で推進しておりますので、そちらと一緒に取組んでまいりたいと思っております。以上です。

**1 1 番 小 田** 認知症サポーターの養成講座を積極的に取り入れられているということでございますので、私もオレンジリングは持っております。ただしあのリングを腕に付けて回るとですね、なかなか忘れたり、こっぴどかかった面もありますので、そういうふうな受講をしていただいた方にはですよ、見守り活動サポーターというふうな、例えば胸に付けるような名刺サイズの名札とかですね、あるいは国体で作られたような缶バッジみたいなのを作ってですよ、誰が見ても、この人はそういうふうな講習会をちゃんと受けておられる方だなというふうなことでですね、他の人から見ても、この方は守秘義務などを持って、ちゃんと相談に乗れる方というところと、受けた方はですよ、自信を持ってお世話をするというか、自信を高めることにも結び付いていくと思っておりますので、そういうふうな町独自のサポーターの名刺的な名札、あるいはバッジなどを作ってですね、より普及していくことが考えられないのかお尋ねいたします。

町長 お答えいたします。町内には、これまでもいろんなボランティア活動がなされております。今小田議員がおっしゃったように、サポーターについてもボランティア活動でございます。こういったボランティア活動をしていただくときには、身分を明かして、そして活動するということが非常に大事でございますので、ぜひ今のご意見を参考にして、そういった名札等の作成をしていきたいと思っております。以上でございます。

1 1 番 小 田 名札等の作成をしていただけるという答弁でしたけれども、いつ頃、それは早急に取組んでいただけるのでしょうか。

町長 そのように努力いたします。

1 1 番 小 田 この見守り活動においてはですね、他市町の事例をいろいろ見てみますと、地域包括センター、それから社会福祉協議会というのが連携をしてやっているところはかなりあります。そこで私も担当課の方にお尋ねしましたけれども、川棚町もいろんな場面で連携をとりながら進めているということをお聞きしております。そこで、総代の皆さんの集まりで、川棚町住民福祉推進協議会というのがございますので、役割分担としてですね、認知症の見守りサポーターの養成講座、あるいは講習会というのをですよ、社会福祉協議会にさせていただくというふうにして、役割分担をしてですね、このサポーター制度が、サポーターの皆様が広がるように、そのようなことは考えられないかお尋ねをいたします。

町長 お答えいたします。まず今のご質問でありますけれども、川棚町住民福祉協議会並びに川棚町社会福祉協議会、これは町の機関ではありませんので、私の方からどうするという事は言えないわけでありまして、今のご意見を参考にして、両機関と協議をしていきたいというふうに思っています。以上でございます。

1 1 番 小 田 別機関ということですね、総代会の会合ですね、社会福祉協議会を通しての住民福祉協のいろんな会合の中でも、見守りとかそういうふうなことが出てきますので、より連携してですね、この事業を進めていただければと思つての発言でございました。

続いてですね、③のですね、この避難誘導等の訓練というふうなことでですねお尋ねをさせていただきます。

いろいろな場合が想定をされますけれども、今のところ見守り、それから

自主防災に関わってですね、避難誘導等の訓練の想定といいますか、どういうものを進めていくかと、どういうふうな考えがあるのかというのをお尋ねをいたします。

**町長** お答えいたします。まず川棚町で想定される災害につきましては、やはり川棚川が溢れることで起きる水害だと思います。これにつきましては、水防訓練を先日開催していただきました。その折に幸いにして、平島地区はすでに地域見守りネットワークあるいは自主防災組織が活動されておりますので、それと併せて自主的に避難訓練をしていただきました。まずそういったことが考えられます。

また、各地区では大雨による土砂災害等が発生をしておりますので、そういった危険地域を町としては把握をしておりますので、その土砂災害から生命、財産を守るという意味での避難訓練を今後すべきではないかと、このように思っております。以上でございます。

**1 1 番小田** 先般の水防訓練でもですね、平島地区の方が避難をしていらっしゃるの私も実際に見ました。すべての方がたぶん徒歩での避難だったかと思っておりますが、いざというときにはですね、避難をしていただかなければならない方はですね、歩ける人ばかりだとは限らないと私は思うんですよ。場合によっては車いす、場合によっては寝たきりの高齢者などは、担架などでの避難というふうなことも想定していかなければなりませんけれども、そういったときですね避難誘導に必要な備品、例えば車いすとか、担架ですね、そういったものは町として備えをしてあるのでしょうか、お尋ねいたします。

**町長** ただいまの質問については、総務課長から答弁させます。

**総務課長** 身体の不自由な方についての避難には、車いすあるいは担架、そういったものが必要じゃないかということで、本町に備え付けがあるのかというご質問ですが、車いすについては十分ではございませんけれども、配備はしているというところでございます。担架につきましても、これは組み立て用の担架について準備はいたしております。数はちょっと把握しておりませんので、数は申し上げきれませんが、そういった準備はしているということでございます。

**1 1 番小田** 車いすは役場の玄関口にも何台かはあるようでございますけ

れども、いざ災害となりますとですね、例えば車いす、役場庁舎にあってもですね、それを取に來たりなんかするということが大変なことだと思えます。取りに來れないというふうな状況の発生するということが想定をしておりますね、見守り活動、自主防災組織が立ち上げられた地区などにですね、車いす、あるいは簡易担架などを配備をしてですね、見守りと自主防災に活用していくというふうなことは考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

**町** **長** お答えします。そういった避難用の備品等につきましては今総務課長が言った程度で準備はしておりますけれども、今議員がおっしゃるように、それでは十分ではありませんので、自主防災組織が組織されているところ、そういったところについては順次配備をしていきたいというふうに考えております。以上です。

**1 1 番 小 田** 配備をしていただくというふうなことでよろしいんですね。

例えば、車いすの取り扱い、あるいは簡易担架の作り方とかっていうのもですね、これはちょっと十分に注意をして取り扱い作業をしないと、車いすに乗せた方に対してもですね、危険を及ぼす可能性もございます。そういったことでですね、車いすの取り扱い方、介助の仕方、避難誘導に関するそういったことの講習会あたりをですね、消防団あたりに対してもしたことがあるのか。今後そういうことも取組んでいくというふうな予定があるのか、お尋ねをいたします。

**町** **長** お答えします。これまでそういった説明会ですか、あるいは訓練ですか、そういったことはしてはおりません。ただあの、今議員がおっしゃるように、今後そういった組織ができれば、実際いざというときに役に立つような組織でなければいけませんので、当然、そういった訓練等も、あるいは説明会等もしなければいけないというふうに考えております。いずれにいたしましても、まずは私の想いとしては、町内全体に早くネットワークの構築と、そして自主防災組織の立ち上げをしていただきたいと、そういった思いでおりますので、まずはそこに力を入れて取組んでいきたいと思えます。そしてそれと同時進行で今おっしゃるようなことについて、総代さんと、あるいは関係者の皆さん方の意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**1 1 番 小 田** 備えあれば憂いなしというふうなことで質問をしているわけですが、車いすなどは順次、状況に応じて配備をしていくということでしたので、ここにですね、備品というか準備品に付け加えてですね、避難誘導にはいろいろな方法があると思いますので、いろんなことを想定してですね、例えばロープ類、万が一のけがに備えての救急箱ですね、そういうものまでできれば広い範囲で考えていただいていますね、配備ができるものから配備していただきたいと思います。

併せて、ネットワークと自主防災、総合的に考えてですね、課をまたいでの協議にもなろうかと思えますけれども、十分地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりの一環としてですね、強く取組んでいただきたいと思えます。

この自主防災、見守りネットワークを構築された地区におきましてですね、各地区ではそれぞれに防災訓練などをされているところがございます。今のところ地区で予定立てて、東消防署の東彼出張所ですかね、そのところに講師をお願いしたりしてですね、メニューなどを決めているんですけども、地区の担当者がですね、もうちょっと気軽にと言ったら語弊がありますが、避難誘導等、あるいは消火器訓練まで含めたですね、自主防災訓練がスムーズにできるようにですね、担当課におかれましてマニュアルを作っというふうな訓練ができますよと。例えば第一段階は消火器だけの訓練ですよと。第二段階、パターンその2としては、消火器訓練にプラス車いすなどの取り扱いの訓練をいたしますよと。そういった段階的に取り組みを最初は少ない数からだんだん増やしていく数のですね、そういった自主防災の避難訓練マニュアルなどは備えて提示していただけないかということをお尋ねいたします。

**町 長** お答えいたします。確かに避難訓練のマニュアルがあれば、意外とスムーズに訓練が実施できるのかもしれませんが、想定される災害が場所によって違うわけですね。あくまでも自主防災組織ですから、組織として何を訓練したいのか、そういったことの地域の実情に合った、地域の要望に沿った訓練をするべきだというふうにも思いますし、ちょっと考えてみたいと思います。以上でございます。

**1 1 番 小 田** 多くの地区が自主防災と見守りネットワークというのをして

ですね、そして平常時からいろんなことに備えようというような地区もかなりありますのでですね、そのような中でマニュアルみたいなのがあるとですね、各地区の担当者ももうちょっといろいろ気をもまなくて訓練ができるかなと思っておりますので、ぜひとも検討していただいてですね、整備していただければと思います。

あとですね、自主防災と地域見守りを担当する部署というのがですね、今のところ分かれているような状態でございますけれども、自主防災、それから地域見守りというのをですね、まったく切り離して考えることはできないと思いますので、それらをですね網羅して、管轄するというか、そういうふうな係、部署というのは作れないのかお尋ねします。

町 長 お答えします。今の小田議員からの質問は、これまでもそういったご意見はいただいております。確かに、その都度事務量が増えていく中で機構改革というのをしてきておりまして、十分検討はしてきておりますけれども、今議員がおっしゃるようにそれを同一にした課を設置することができずしております。これについても引き続き検討をしているところであります。ただ、限られた人数の中で、いろんな事業をそれぞれ担当しておりますので、それと法律が省庁間で担当が違いますし、そういった諸々のことを考えながら機構を考えておりますので、その中で判断をしていきたいというふうに思っております。

1 1 番 小 田 終わります。

( 1 1 : 5 1 )

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 皆さんこんにちは。議席番号6番、堀田一徳です。通告文に従い、空き家対策と定住促進について質問をいたします。

空き家になる原因として、人口減少、核家族化が進み、親世代の空き家を

子どもが引き継がない。問題がある物件は市場性に乏しい。撤去し更地にすると土地に対する固定資産税が上がるため、そのまま放置した方が有利などから、適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

生活環境の保全を図り、空き家などの活用を促進する空き家対策特別措置法が制定をされました。本町での取り組みについて3点尋ねます。

①平成25年3月議会で同僚議員が空き家の件数を質問した際、総代会の調査で空き家47戸、廃屋28戸と回答があったが、その後、調査研究を行ったのか。

②空き家対策計画の作成、条例、専門部、相談窓口など、実施に関する協議を行うための協議会を組織して取り組むのか。

③空き家を有効活用するために、U、Iターンなどの定住住宅として活用し、居住人口、交流人口の増加を図るための修繕費、家賃などに対して助成ができないか。以上、質問をいたします。

町長 堀田議員からの「空き家対策と定住促進について」のご質問にお答えいたします。

堀田議員からは、3点についてご質問をいただいたわけですが、まず①の総代会の調査以降、行政が調査研究を行ったかの質問ですが、これは福田議員への答弁と重複するかもしれませんが、空き家47戸については、周囲に影響があっていないということから、現調査は行っておりませんが、廃屋については、平成26年2月に関係する課の職員が現地調査を行っているところであり、調査結果といたしましては、倒壊の危険性がある建物が見受けられております。今後増加すると見込まれます空き家及び廃屋に対応するため、近隣市町の対応状況を調査し、平成26年4月1日に老朽危険家屋等の適正管理に関する要綱を制定し、現在、その要綱で対応しているところであります。

②につきまして、空き家対策特別措置法が施行され、その第4条において、市町村の責務が規定されておりますので、空き家等対策計画の作成及び空き家等に関する必要な措置を適正に講ずるよう努力義務として定められているところであります。しかし、今後、空き家が増加することを考えますと、計画の作成を始め、条例の制定は必要ではないかと、このように考えて

おりますので、今後前向きに検討していきたいと考えております。

また協議会を組織して取り組むのかにつきましては、同法第7条において協議会について規定をされており、「計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」と、このように規定をされており、ご質問にもあります専門部、相談窓口の設置についても併せて検討したいと考えております。

③であります。空き家の有効活用については、県内においてもすでにいくつかの市町において有効活用が可能な空き家に関する情報をホームページ等で発信を行う、いわゆる空き家バンク登録制度を設けている団体があり、その中にはご質問にもありますように、その空き家をU、Iターンなど、区域外からの移住者の居住のために利用する場合において、改修費等に要する費用に対し、助成制度を設けている市町があります。本町におきましては、厳しい財政状況の中、町単独事業としてそういった助成制度を設けることは非常に難しいと判断しておりましたが、現在、策定を進めております「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、町外からの移住人口の拡大を図る施策の一つとして、平成28年度から創設される予定の、いわゆる地方創生新型交付金を活用して、空き家をU、Iターンなどの利用に対する改修費等への助成制度の構築を図っていくよう、今検討を進めているところであります。また、平成27年度から県の新規事業として、長崎型移住促進空き家活用事業補助金が創設をされており、7月に市町の職員に対する説明会が予定されておりますが、この補助金についても本町において移住人口の拡大のための施策として活用できないか検討していきたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、有効活用が可能な空き家についての空き家バンク登録制度と併せて展開することが必要であり、まずは空き家バンク登録制度の構築について取組みを進めてみたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

**6 番 堀 田** 先ほどの福田議員の質問の中での話とかなり重複する点があるかと思っておりますので、活用あるいは活用方法についての質問にさせていただきたいと思っております。

一つですね、この空き家47戸、廃屋28戸と調査が総代会で行われましたけど、廃屋28戸については倒壊の危険があるということで、調査をされ

たということですので、特定空き家ですね、本当に危険のあるというのは、この廃屋28戸の内、何戸ぐらいがあったのでしょうか。

**町長** お答えいたします。今議員からは特定空き家はいくらあるのかというご質問でありますけれども、これは空き家対策特別措置法が施行されまして、その中に特定空き家という定義がありますけれども、これについてはまだ法律で定義されただけでありまして、これについては先ほど福田議員にお答えいたしましたように、今後条例を制定して、そして特定空き家として認定をし、さらにその対策を投じていくということと考えております。ただ、現在特定空き家に指定できるだろうということについては、調査をいたしておりますので、これについて総務課長に答弁をさせます。

**総務課長** お答えをいたします。町長が申しました特定空き家と認められるような建物28戸中4戸ございました。以上です。

**6番堀田** 4戸ということは、大変景観を損ねている、あるいは危険ということで、地域住民の方からもどうかしてほしいという話がある4軒だろうと思っております。条例が制定されておられませんので、いろいろなことはできないと思うんですけれども、条例を制定する中で撤去する、あるいは除却と言うんでしょうけれども、身元が分からない、あるいは追跡調査をしても持ち主が分からない、あるいは相続人がいないということもあると思うんですね。条例を作成するとき、そういった除却の項目としてですね、そういったのは自治体で独断でされるような項目をですね、やはり付けていただきたいと思えます。それと、どうしても自分では管理をできないので、町に寄附をしますという項目もそういった条例の中に取り入れていく考えはございませんか。

**町長** お答えします。この空き家につきましては、基本的にはそこには所有者がいらっしゃいます。あるいは所有者がもし亡くなったりすれば、その管理者がいらっしゃるわけですので、基本的には所有者なり管理者が対応をします。そういった条例の内容になろうかと思えます。したがって、これまではその措置が効力がありませんでしたので、条例を制定して、その指導に効力を持たせるという考えでございます。そういった中で、今条例の内容にまで触れてのご質問でございましたけれども、そういったご質問については、これから法律に基づいた内容になるような条例を制定して

いきたいと、このように考えております。

**6 番 堀 田** それと、空き家が47戸、今誰も住んでいないということでもありますけれども、これは空き家対策の活用の中で、活用をするような、例えば家主さんの了解を得てということになるかと思うんですけれども、以前、空き家活用システムあたりを私が質問をした折に、平成23年12月議会だったかと思っておりますけれども、そういった質問をしたときに、町長の答弁として、不動産業者が提供しているから考えていないというような答弁でございました。あれから約3年が経過しておりますけれども、今こういった法律ができたわけですので、その当時のようにシステムは今も考えておられないのでしょうか。

**町 長** 先ほど言いましたように、県の方でも長崎型移住促進空き家活用事業補助金という制度が創設をされておりますので、まずは空き家バンクの登録制度を早急に構築したいと、こう申し上げておりますけれども、それでは答弁にならなかったのでしょうか。

**6 番 堀 田** 答弁で私は理解しているつもりなんですけれども、今不動産業者の協会がありますよね。そういった中で、長崎県本部あたりのホームページを見てみますと、I、Uターンの項目があって、それに対して市単位でそういった情報を登録されているんですね。この不動産協会の方のI、Uターンという項目の中に。だからその項目の中に川棚町のそういった空き家情報というのを登録ができないものかですね。以前はそういった、23年に質問した際には、そういったことは考えておりませんといった格好で答弁がされておりましたので、やはり47戸の使用可能な空き家があるわけですので、家主さんあたりの了解を得ながらですね、そういった登録システムが先ほど、町長の話で構築をされるということですので、そういった不動産協会の長崎県本部という項目をするとI、Uターンというところの項目があって、それをクリックすると、長崎市とか佐世保市、諫早市、大村市、五島市というところで、いろいろな佐世保市の例をとりますと、佐世保市の生活情報とかがあって、市営住宅の入居申し込みとか、あるいはそういった空き家の情報とか、そういったものが登録されているわけですね。だからそういったものを登録できないかという質問です。

**町 長** お答えいたします。どう答えればいいのでしょうか。

まずですよ、今議員がおっしゃっている不動産協会が空き家バンクとして登録している制度については、基本的には市や町が移住促進対策として、もし空き家を活用する場合には助成制度がありますよと。そういったところが不動産協会の空き家バンクに登録されている。川棚町は、それをまだ制度として持っておりませんでしたので、そういう協会での対応はしないという答弁をしてたと思うんですね。以前のことは詳しく記憶しておりませんが、たぶんそうだったというふうに思います。もし間違いであれば、また再質問をお願いいたします。

その中で、今回、長崎県の方で長崎型移住促進空き家活用事業が今年度からスタートします。そこに登録して、そして活用ができれば家賃の補助とか補修費等の一部を助成をしますということで、まずその制度にのっかっていくということが、先ほど答弁をした内容でございます。以上でございます。

**6 番 堀 田** 今からそういった空き家対策計画の作成とか条例とか今から検討されていかれると思います。今ある47戸の空き家の活用をするときに、あるいは今から先、空き家も増える可能性があると思うんですね。そうしたときに、町としてですね、やはり町民の方が空き家になってもそのまま連絡も何もせずに、そのまま空き家になることもあるかと思えます。ただそれを役場の庁舎の、空き家で言えば建設課になるかと思うんですけど、担当はですね。そういったところで移住をされたり、あるいは空き家を川棚町のを借りたいという方がいらっしゃる事が予想をされるんですね。そういったときに窓口となる、あるいはそういった窓口となったり、役場でただ建設課だけじゃなくて、例えば空き家の相談窓口とか、そういったところの表示あたりは相談窓口を作るような、検討をしたいということですので、担当課として建設課になるかと思うんですけども、そういったところの検討は、表示とか、空き家対策の表示あたりはできないか質問いたします。

**町 長** お答えします。今の質問に対しましても、先ほどこのように答弁いたしております。「同法第7条において、協議会について規定されており、計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる」と規定しており、質問にもあります専門部相談窓口の設置についても、併せて検討したいと考えている。」と、先ほど、このように

答弁をいたしております。

**6 番 堀 田** 前の福田議員の答弁でほとんど私の言うのがあまりなかごとになってしまったとですけど、そういった活用あたりの構築が今からされていくんだと思うんですけども、やはり空き家というと、民家も空き家になるわけですね。そうすると、空き店舗、意味は違いますけれども、空き家には間違いないと思うんですけども、そういったことも定住のための、例えばよそから来て何かをしたい。起業、創業、こういったことをしたいというふうなことも考えられると思うんですね。そうするとやっぱり、それも空き家対策になるかと思うんですよ。そここのところはどういうふうにお考えでしょうか。

**町 長** お答えします。空き家等対策特別措置法の第2条には、空き家の法律の定義が定められておまして、空き家とはということで、「建築物またはこれに付随する工作物であって、住宅その他の使用がされていないことが常態であるもの、あるいはその敷地となっておりますので、大変勉強不足で申し訳ありませんけど、空き店舗も含めて考えられるのではないかと、今そう思っております。

**6 番 堀 田** やはりそういうふうに考えられるということであれば、今からその定住促進とかっていうときでも、そういった情報をホームページなり、あるいは先ほどから話が出ていますように長崎県のそういったものの情報発信をするべきと思うんですね。今までもそういった本町のホームページあたりを見てみましても、思ったような情報が出ていないわけですね。前の質問にもありましたけど、やはり情報発信をですね、ホームページでみんなが見るというわけにはいきませんが、一応ホームページにはですね、そういった情報あたりをはっきり記載をしていただきたいと思います。やはり、前も定住促進の時でも言いましたように、川棚町のホームページをクリックしたときに、今は定住促進のホームページがあるかと思うんですけど、そこにきれいに住宅情報あるいは子育て情報、あるいは一般的な生活情報を載せて、川棚町はしっかりこういうところで定住あるいは移住の方を募集していますよという項目をですね、作っていただきたいと思います。

何回も言っていますので、町長の答弁としては、検討しますということで、徐々にではありますが実現をされております。しかし、今度の「まち・

ひと・しごと創生総合戦略」の中でそういったことも入ってくるんだろうと思いますので、大いにですね、検討をしていただきたいと思います。

町長に聞きますけど、空き家を活用することに対して、行政として意志はあるんだろうと思いますけれども、やる気があるのかお伺いしたいと思います。

**町長** 先ほども言うておりますように、県においてそういった事業が創設されましたので、さっそく空き家バンク登録制度の構築について取り組んでいきたいと、こう申し上げているわけで、先ほど議員からは、空き家の活用に対しての情報発信をもっとすべきだというご質問がありました。実は川棚町では、まだ空き家を活用するという、そういった制度を設けておりませんので、この情報発信をできていないわけで、今川棚町として空き家対策として持っているのは、老朽危険家屋等の適正化に関する要綱だけでございます。だからこの要綱に沿って空き家の対策をしているわけです。空き家をどう活用しようかということについては、これから今議員もおっしゃったように、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で取り組んでいきたいし、また県でそういった事業が発足いたしましたので、これに乗って進めていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ぜひそこらへんは誤解のないようにご理解いただきたいと思います。以上でございます。

**6 番 堀 田** 要綱もできて今から検討をして、条例に格上げをして検討していくということでございますので、なるべく空き家をなくすようにする方策も大事かと思っておりますけど、空き家になったのを大いに活用していくように、行政としても私たち議会、町民もですね、一緒になって構築をしていく必要があるんだろうと思います。あまり質問がありませんので、これで終わりたいと思います。

( 1 3 : 3 0 )

**議 長** 次に、久保田和恵議員。

**4 番 久 保 田** 1 4 番、久保田和恵です。通告文にしたがって質問を行います。

第1に、石木ダム建設問題について尋ねます。5月19日、県は住民の反対を押し切って、付け替え道路工事の再着工に踏み切りました。昨年7月11日、知事は川原公民館において今後も疑問点について話し合いを継続する

こと、知事も毎回とはいかないが必要な場合は出席することを約束しました。しかし、いっぺんの誠意も示されないまま、県は6月12日早朝、地権者の不意をついて付け替え道路工事着工を傲慢なやり方で強行しました。水没予定地には、未だに13世帯60人がここに残ることを決意し生活しております。住民の方々の、ここに住み続けたい、そして自然を守りたいという気持ちにはいささかの揺るぎもありません。住み続けたいという住民の方達の基本的な権利を強権的に閉ざしてよいのか。日本国憲法の立場からも許されるものではありません。そこで、次の点について町長の考えを尋ねます。

一つ目、昨年9月3日、長崎新聞の「聞きたい、言いたい」のインタビュー発言は、現在もその考えに変わりはありませんか。

二つ目、土地収用法第36条第4項により、強制収用につながる裁決申請に必要な4世帯の土地及び家屋の調書作成の際、前回と同様な対応とするのかお尋ねします。

第2に、琴見ヶ丘団地の住環境整備について尋ねます。昭和48年、49年に建てられた琴見ヶ丘団地は、かなりの老朽化が進んでいます。住生活基本法では、第1条で「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、国及び地方公共団体並びに住宅関連業者の責務を明らかにして、国民生活の安定向上と福祉の増進を図ることを目的」とし、第4条では、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する政策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着を持つことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として行わなければならない。」また、6条では、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、住民が国民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤であることに鑑み、低所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要するものの居住の安定の確保が図られることを旨として行わなければならない。」とあります。そこで、琴見ヶ丘団地の住環境の整備について、町長の考えを尋ねます。

第3に、非核宣言自治体協議会加盟についてお尋ねします。

我が国は、原爆による大量無差別殺人を経験した唯一の被爆国として、核兵器全面禁止への先導役となることが強く求められています。

核兵器の使用は、人類の生存と文化を破壊するとともに、不法かつ道義に背くものであり、人類社会に対する犯罪にほかなりません。戦争の深刻な教訓のもとに生まれたのが平和宣言、非核宣言、日本非核宣言自治体協議会です。日本非核宣言自治体協議会は、1984年に広島県府中町で設立されました。設立の趣旨は、核戦争による人類撲滅の危機から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼び掛け、その輪を広げるために努力するというものです。県内においては、佐世保市以外の全市と長与町、時津町、佐々町、新上五島町がすでに加盟しています。非核宣言をしている本町として加盟する考えはないか尋ねます。以上です。

**町** **長** ただいま久保田議員から3項目についてご質問いただきましたので、それぞれお答えいたします。

まず、最初の石木ダム建設問題についてのご質問でございます。この石木ダム建設の問題につきましては、昨年9月の定例会で行政報告をいたしておりますが、「川棚町にとりましても長年の懸案事項であり、町政の最重要課題の一つと認識をいたしております。今なお反対されている13世帯の地権者の皆様に対しましては、事業にご理解をいただき、一日でも早く話し合いでの解決を願っているところであります。」と、このように説明をいたしております。

そこで、ただいま議員からは、昨年9月3日に長崎新聞のインタビュー発言は、現在もその考えに変わりはないかというご質問でございますが、今、記事を読みますと、いろんな質問を受けております。そして最後に、このように記事に書いてありますけれども、「今なお反対されている13世帯の地権者の皆様に対して、ふるさと川棚町の治水のため、将来のために地権者に県との話し合いに応じていただきたいとの気持ちでいっぱいだ。」と、こう書いておまして、この考えには変わりはありません。

次に、土地収用法第36条第4項による4世帯の土地及び家屋の調書作成の際、前回と同様の対応をするのかというご質問についてでございますが、土地収用法では、土地所有者及び関係者が土地及び物件調書への署名押印のた

めの立ち会い要請について拒否された場合には、起業者は市町村長の、この場合川棚町でありますけれども、川棚町長の立ち会い及び署名押印を求めなければならないと、このように定められております。町は、その調書が土地収用法の正式な手続きの流れに沿って作成されたもので、手続き上問題がなければ署名押印をしないとする理由はないと。このような法令上での判断をいたしております。そこで、土地収用法第36条第4項の規定に基づく立ち会いを要請書が6月1日付で起業者から提出をされましたので、任命委任した担当職員が6月16日に立会いし、手続き上問題がないことを確認し、署名押印をしたところであります。

次に、琴見ヶ丘団地の住環境整備についてのご質問にお答えします。

琴見ヶ丘団地につきましては、築後42年が経過いたしておりますので、耐用年数の30年をはるかに経過いたしておりますので、長寿命化での修繕はできないこととなっております。また、建て替えにつきましては、平成20年度に下水道接続工事を行っており、このときに水回りで一番痛む場所であります台所の流し台の取り換えと、トイレを洋式に改修をいたしております。この下水道接続工事を実施しているため、平成30年度までは建て替えや解体などができないことにもなっているところでもあります。そこで、琴見ヶ丘団地の住環境整備につきましては、近い将来に建て替えなどの検討を行うこととなりますので、大規模な改修は行わないこととしておまして、入居者と協議しながら、部分的な補修を行っていききたいと、このように考えております。また、築後相当の年数が経過しておりますから、担当課では日常生活に支障がないかの入居者意向調査を実施をいたしております。調査の結果、結露による壁のはがれやカビ、床のきしみ、雨漏りによる天井のシミが一部の住宅にありましたが、日常生活に支障はないという意見がほとんどであり、補修について町に相談しながら入居者でできるところは入居者で行い、できるだけ長く琴見ヶ丘団地に住み続けたいとの意向である旨、報告を受けているところでもあります。

次に、非核宣言自治体協議会加盟についてのご質問にお答えいたします。

この日本非核宣言自治体協議会は、昭和59年8月に非核都市宣言自治体連絡協議会として、先ほど議員もおっしゃいましたように、広島県の府中町で結成され、平成2年8月に日本非核宣言自治体協議会に改称し、現在に

至っているようであります。

核兵器廃絶と世界恒久平和を願う自治体の集まりとして、国際会議への出席やNGOとの連携、核実験に対する抗議活動など、世界レベルでの活動が行われております。協議会への加盟につきましては、平成26年4月1日現在で、全国の1,789自治体のうち、301の自治体が加盟しており、加盟率は16.8%であり、少しずつではありますが、加盟団体は増加しているようであります。

そこで本町では、町議会において平成3年3月22日に非核宣言都市を議決していただいているところであり、非核に対する認識は高いものと、このように考えております。しかしながら、本町においては、この協議会に未加入であります。議会の非核宣言があれば加盟資格はありますが、宣言当時、なぜ加盟していなかったのかは同じく現在も加盟しておりません。東彼杵町、波佐見町に尋ねてみましたが、解明できませんでしたが、東彼三町が一堂に加盟していないことを考えてみますと、その当時、何らかの三町での協議があつてからのことだと、このように判断しております。しかし、加盟していないからといって、非核を異とする考えはありませんし、平和大行進や反核平和の火リレーなどの活動に対しても、支援を行っているところであり、今後も平和行政については積極的に取り組んでいく考えであります。なお、協議会加盟につきましては、今後、東彼杵町村会の中で協議を試みたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

#### 4 番久保田 まず一点目再質問を行います。

先ほど、9月3日のインタビューのことで答えていただきましたけれども、あれは県との話し合いに応じてもらいたいということで結んでいるというふうにおっしゃいました。でも、その途中でですね、強制的に明け渡しを求めるのは何とか避けてもらいたい。それから町民も望んでいない。そして、家屋についても13世帯も強制収用した例はないと、そういうふうに答えられています。そして簡単にはできないだろうとおっしゃっていますが、先ほどの結びだけを捉えるんじゃなくて、この途中の文言、この発言に対しては、本当に真からそういうふうにおっしゃったのか、そここのところを確認します。

町長 お答えします。議員からそういう質問がありましたので、当時の新聞記事をコピーして持って来ておりますが、まず冒頭申し上げておきたいのは、新聞記事というのは、私が言ったことの想いを伝えてもらうのが一番理想的なんですけれども、ややもすれば記者の想いも中には加わって記事となる場合があると、個人的には思っております。

しかし今回、こうして見てみますと、今議員がおっしゃるように強制的に明け渡しを求めるのは、何とか避けてもらいたいと、これは私の本音でございます。しかし、現実には、もう事業認定の告示がなされておまして、その法律の手続きの中で、今裁決申請がなされており、この裁決申請というのは、憲法の第29条第3項に「私有財産は正当な補償をもって、これを公共の福祉に用いることができる」と、こう書いてありまして、その憲法の根拠に土地収用法が制定されていると、このように私は理解しております。そういった憲法のもとの法律の中で、手続き上進められている。こういったことを考えてみますと、今私ができることは、最後に先ほど申し上げましたように、反対されている地権者に何とか知事との話し合いに応じて、そして協力をいただけないかと、そういったことではないかというふうに私は思っております。そういうことを記者に申し上げて、このように書いていただいたわけでございます。

そして、このような状態で進めていきますと、13世帯の強制収用というのが現実味を帯びてくるわけでありまして、これについては、これまでそういった13世帯もの、いわゆる行政代執行がなされた例はないというふうに聞いておりますので、そのことを、その状況をここでは述べただけの話でありまして、それに対して私が反対しているというような状況ではないと、このようにご理解いただきたいと思います。

4 番久保田 13世帯の強制収用したところの例がないということを知ったので、そういうふうに言ったとおっしゃっておりますけれども、その先ほど言われたような記者の想いも加わってということ、そういうふうなことでこの文言が可能性があるというふうに私は捉えたんですけれども、その数字的なものまでは、記者の想いをここに入れることはないと思うんですね。そして町長は、いつもおっしゃっているのは、8割の世帯の人たちが苦渋の選択をして移転に同意された。だから残りの13世帯も県側との話し合いに

応じてくださいと。県側の話に応じてくださいということは、立ち退いてくださいということを前提におっしゃっていると思いますが、そうですね。そして13世帯、この残りの2割の13世帯は、町長の中で多い数だと思われませんか、少ない数だと思われませんか。そして、13世帯の強制収用をして造られたダムがあるのなら、それも教えてほしいです。最高で何世帯を沈めて造られたダムがあるか、そこを調べられたら教えてほしいと思います。

**町長** お答えします。まず最初の13世帯が多くないか少ないかということについては、全体の8割が賛同されているということで、あと2割でございますので、そういったことから判断すれば8対2であると、そういった状況であると思います。それが多いか少ないかは、それぞれ意見が分かれるところではないでしょうか。

それから13世帯も強制収用した例はないというのは、これはそういった先ほども言いましたように、そういった状況を説明しているだけの話であって、13世帯も、いわゆる行政代執行となりますと、それは私は個人的には多い数字だろうと。いわゆる13世帯も行政代執行した例はないという話は聞いておりますので、それは多いんじゃないかと、このように思っております。

ただ、あえて行政代執行という話をしましたけれども、これは強制収用と行政代執行は手続き上は違いますので、そこらへんをきちんと理解していただくためにそのような発言をいたしておりますので、誤解のないようお願いいたします。また知事も、そういった行政代執行をするとか、そういった話は出ておりませんので、今日、私が発言したのは、この新聞記事に書いてある強制執行と、13世帯も強制収用した例はないという記事の中の説明をしておりますのでご理解いただきたいと思います。

**4 番久保田** 常にこのダムの話をするときには、13世帯の方達が、いかにもこの方達だけが、土地とか、生活に固執しておっしゃっているように思われますけれども、今度の4月に投開票がありました町議選ですね。このときも私は強制収用をすべきではないということを訴えて選挙に立ちました。そして多くの町民の方達が支援してくださいました。前回私がこの質問をしたときには、アンケートの数字を出してしたときには、それは久保田議員に対する答えであってとおっしゃいましたけれども、今度の町議選に対する数

は、これは町民の方達の民意と私は捉えるべきだと思います。

そしてそのいつもおっしゃっている、8割の世帯が苦渋の選択をして移転された。こういうことを言われますけれども、この残られている13世帯の方達、この人たちはまさに40年以上も苦しめられている。選択した人たちは選択することで苦しんでいらっしゃる。この人たちは、選択は残りたい、それを県が押し付けて早く立ち退けをとというふうな強権的なやり方に対して苦しめられ続けている。これは能動的なことであって、全然違うと中身は思っています。そして、これを13世帯というのは、今まさに見守りネットワークとか、いろんなことを叫ばれて地域のコミュニティが大事だというときに、この13世帯、向こう3軒両隣、これまさにそうでしょ。13戸のコミュニティを町長は潰そうと思っている。こういうことを歴代の町長として、これは禍根を残しますよ。だからこういうことはやめるべきだと思いますけれども、これについてはどう考えられますか。

**町長** お答えします。先ほど、地域見守りネットワークのことで、向こう3軒両隣という、以前からのそういった関係の、いわゆるコミュニティを作りたいというのは、確かにそうございまして、それを私が潰すということについては、いささか反論もあります。

これは、事業主体はあくまでも県でありまして、私は現在、先ほども言いましたように土地収用法に基づいて準備がなされておりますので、その法律の解釈に従って事務手続きをしているわけでございます。久保田議員とは、認識の違いがかなりあるようでございます。以上でございます。

**4番久保田** 2問目にいきます。先ほど潰すということについては、事業自体は県であって、自分の責任ではないというふうなことをおっしゃいました。そしたらですね、2問目については、再質問を行います。

昨年4世帯の農地について、土地調書の作成に対する署名捺印をされました。このときも私は質問しましたがけれども、立木の一本、一本まで確認をしたのかということに対しては、そういう細々したところを確認するのではなくて、文章に不備がないかということを確認するんだとおっしゃいましたけれども今度の場合はそうはいかないです。家屋も含まれてきます。その家屋をですね、外側からだけ見るのか、そしてそこに住んでいらっしゃる、今1戸、1戸と数えていますけれども、1戸の中には4世代、3世代、いろいろ

世代別に住んでいらっしゃる。その方達の今まで積み上げてきた歴史、財産、大事なものがありますよね。そういうものを知らないで、書類に不備がないから署名をする、それでいいんでしょうか。起業者は県であるというならば、何もうちの町で署名捺印をしなくてもいいんじゃないですか。しなければ起業者がするんじゃないですか。尋ねます。

**町長** お答えします。このことについては、前回は答弁をいたしましたように、土地収用法に基づく手続きであって、法律の逐条解説に従って私どもは事務をいたしております。そしてこの町長の署名押印というのは、法定委任事務だというふうに解釈をされておまして、手続き上、不備がなければ署名押印をしないという理由はないということで、最初に答弁をした次第であります。以上でございます。

**4 番久保田** 私たちが6月2日に石木ダム建設事業に関する要請を行ったときも町長は署名に応じる意向だということをおっしゃいました。去年、4人の方達の土地の調書の署名捺印は、新しく替わって来られた新しいダム室長が署名捺印されておりました。4月に替わられた方が、今までの石木ダムの状況をどれぐらい把握なさっているのか知りませんが、その方が署名をされましたね。今署名をされた4軒の人たちは、今田植えをなさっています。それが収穫時期までに裁決申請で決定が下れば収穫をできない状態、強制的に取られて稲刈りまでできない状態になります。そのときのその方達4軒の地権者の方達の生活は死活問題だと思うんです。そのことはどうお考えでしょうか。それでも署名捺印したことに対しても責任は手続き上不備がないので署名をしたということで、それでよろしいんでしょうか。

**町長** お答えします。まず今の進められている事務というのは、先ほども言いましたように土地収用法に基づく事業認定が行われておまして、そしてそれに基づく裁決申請をされておまして、その裁決申請の中での手続きであります。裁決がなぜなされるのかというのは、法律的には先ほど言いましたように、憲法の第29条第3項に「正当な補償のもとに」という基本原則がありますので、その正当な補償がいくらであるかということとは、今後、収用委員会で判断をなさる。そのための手続き上のことでもあります。そう考えたときに、逆に地権者の、いわゆる再建計画には補償というのは絶対必要でございますので、そういった意味では手続き上、地権者が反対

されておりまして、署名をなされておりませんが、町に託された場合には、それは正当な補償につながると考えたときには、当然、法律に基づく事務はしなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

**4 番 久 保 田** 正当な補償というのは、こっちの一方的な強権的な上から見る言い方だと思いますよ。向うに住んでいらっしゃる地権者の方達は、補償がどうのこうのという話はなさっていないんですから。そして先ほど、一般質問の登壇でいいました7月11日、川原公民館で、あの時には町長もいらっしゃいました。その時に、先ほど読み上げたように、知事は疑問点については今後も話し合いをしていくというふうにおっしゃいましたのは記憶されていると思います。そして、自分が出られないときには、違う人を出した話し合いをしていくということをおっしゃいました。そこで私たちは、昨日、県の方に申し入れをしました。今のようなやり方をするなど。とにかく付け替え道路工事はすぐに中止して、話し合いから始めると。話し合いをすると知事は約束された。そのことを破られたんですから、昨日申し入れをしました。その時に、野口課長から変わられた新しい河川課長がいらっしゃいました。川口課長という人です。その方がおっしゃったのは、「知事は抗議をされる方達とは話し合いはしない」ということをはっきりおっしゃいました。抗議をするというのは、みなさんが納得できない、そして知事に会いたいと言っても会ってもらえない。だから、あの方達は抗議とはおっしゃっていない。思っていられないですよ。県が一方的に抗議だから、抗議する人とは話し合いはしないと言っていますけれども、あの方たちが抗議をしているとは思っておりません私は。あくまでも話し合いを求めていらっしゃると思っています。だから町長はですね、今年の7月11日の知事の発言があるんですから、とにかく町民の方達、この町民の方達は町長のもとにいらっしゃる町民ですよ。この方達のために町長が今動かなくてどうするんですかと思えます。とにかく知事にですね、あの方たちと対峙して向き合って、そして話を聴けと、私は言うべきだと思います。どう思われますか。

**町 長** 知事の発言に対しては、私は答える立場ではございませんので、答弁は控えさせていただきます。

**4 番 久 保 田** このことを押し問答していても、町長は久保田議員と立場が

違う、考え方も違うとおっしゃるので、次の質問に移ります。

琴見ヶ丘団地のことです。入居者の方達は日常生活に影響はないと。できるだけ長く住み続けたいので、という意向を示されたとおっしゃっています。そしてこの平成23年の長寿命化計画の中でも琴見ヶ丘の人たちは、一年に一度でいいから尋ねてきてほしいというようなことをおっしゃっています。一度でもいいので、回ってきてほしいとおっしゃっています。それで、私は琴見ヶ丘団地の方の家に入れていただきました。日常生活に影響はないといってもですね、号数を挙げて言っていていいでしょうか。

104-5雨漏りで壁が崩れています。104-6カビが生えています。天井にも玄関にもカビだらけです。真っ黒です。110-6私はこれは建設課長と産業建設委員会でも見に行きました。空き家の粗大ごみそのままになっています。そこからシロアリが発生したりすることだって考えられます。この調査をとってから4年経ちます。それから10年間は解体、建築できないとおっしゃるから、あと4年このままの状態でご我慢して生活されなくちゃいけないんですよ。そしたら雨漏りから発生するカビ、壁の崩れ、これは住民の方達の責任において、自分たちで改修するものでしょうか、町がやるものでしょうか、どっちでしょうか。

**町長** 久保田議員からは、個別の状況について質問がありましたけれども、建設課の方では、これまで調査をして、入居者の要望において、修繕等はいたしているところであります。最初の質問では、住環境の整備ということで、もっと大がかりなものをご提言なさるのかなと思っておりましてけれども、個々の補修等については、今後も入居者の要望を聞きながら積極的に対応していきたいというふうに考えております。

**4番久保田** 琴見ヶ丘団地の方達にお聞きしました。10日ぐらい前に役場の職員の方達が見に来ていただいたと。話をして嬉しかったということでした。しかし中を見て帰られたかどうか、そこまでは聞いておりません。けれどもですね、もしあそこで生活をして、天井は低いです。今の住宅と比べればですね。ごはん食べるときのあの台所、玄関を入ったところの天井の黒かび、それから寝室の黒カビ、あそこで今日も楽しかったね、このごはんおいしいねという会話をしながら食べられる状況か。その大がかりなことは私は言うておりませんよ。その人間らしい、誇りに思っ住める住環境なのか

ということを私はさっき言ったと思います。それから考えればですね、あの空間の中でごはんを食べる、暮らすというのは、どんなもんかだと思います。あそこは高齢者向きには造られておりませんと書いてあります。しかし、あそこに住み続ければ、自然と高齢者になっていくんです。そして、黒カビが健康に与える影響というのを調べてみましたが、やはり肺炎とか気管支炎とか、そして黒カビが生えていけば、そこにダニが発生すると。こないだ103の5号のおばあちゃんが救急車で運ばれたんですけれども、これとは関係はありませんけれども、そこのおばあちゃんの家は雨漏りがしてバケツを据えなくちゃいかんと。もしバケツにつまずいて転んだりしてけがをしたりしたらそれこそまた大変だし、肺炎を発生したり、気管支炎を患ったり、そういうことだって考えればですね、尋ねてきてもらって、見てもらっただけでも嬉しいとおっしゃるならば、一步踏み込んでどんな状況ですかというところまで聞いてほしかったと、私は思っております。

そして、もっと大がかりなことを言われると思ったが、とおっしゃったので、これは大がかりではないと思われるのであれば、早くに検討して下さる考えはあるか、そのところをお尋ねします。

**町長** お答えいたします。今も個別の事例を出していただきましたが、冒頭申し上げましたように、日常生活に支障がないとの意向調査を実施しております。その調査の結果、先ほども言いましたように結露による壁の剥がれやカビ、床のきしみ、雨漏りによる天井のシミが一部の部屋にありましたが、日常生活に支障がないという意見がほとんどであり、補修については町に相談しながら、入居者側からの話であるが、自分たちでできるところは自分たちで行い、なるべく長く住み続けたいという意向であったという調査結果を受けております。そこで、この状況について担当課の方からもうちょっと詳しく説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**建設課長** それでは6月9日に意向調査をいたしましたので、詳しく説明をさせていただきたいと思ひます。

琴見ヶ丘団地につきましては、29世帯が住まれております。先ほど町長の方から話をさせていただきましたように、そういったカビとか、そういったところがひどい世帯があります。中に入らせていただきました。ところがですね、そういった結露とか、カビとか、そういったものがまったく発生して

いない方もおられます。その方達は日頃から換気、カビの早期拭き取り、それと梅雨時期だけでなく、1年中除湿機をかけられて管理をされております。そういったことで、個人の方によって大きく差がありますので、その対応につきましてはですね、住民さんと個別に協議しながら対応していきたいというふうに判断をしたところであります。以上です。

**4 番 久 保 田** 先ほども言いましたように、おのずと皆さんが年を取っていく。その中で今のような手立てをできる人もいらっしゃる、経済的にできない人だっていらっしゃる。年齢的なことだっていらっしゃる。けども、これは町営住宅として町が管理者ですから、それは町民の方の使い方まで一つ一つ言うならば、全戸に注意喚起をしていくべきだと思いますよ。この方達は言ってみても一方ではこうおっしゃるけれども、本音を聞けばそうではないというところもあるということをおいてください。

3つめ、非核宣言自治体の協議会加盟についてですけれども、確かに非核宣言もしておりますし、平和大行進とか、いろんなことでも積極的に対応してくださる。そのことはちゃんとわかっております。

しかしですね、私たちは世界の中で初めて被爆した被爆国でもあります。しかも被爆県です。こないだNPTの会議がニューヨークでありました。その時も文書を出されたけれども、採択されませんでした。日本がアメリカの核の傘下に入っていて、強く訴える力がない、そこに問題があると思うんですね。だから私たちはできるだけ多くの自治体が加盟をして、広島と長崎って言ったら被爆県ということは世界に知れ渡っているわけですからね。未だに毎年3千人の方達が被爆が原因で亡くなられて、今16万人の方達が亡くなった。あの人たちの犠牲の上に立ってあるということを私たちは忘れてはならないと思います。原爆が投下されたときの状況ですね。あそこに原爆の遺構の碑がありますけれども、あそこの山里小学校の上に白山墓地というのがあります。そこを見に行ってみてください。その当時の亡くなられた方達の名前が墓碑に刻まれていますけれども、一家全部亡くなられた名前がですね、お年寄りから赤ちゃんまで刻まれております。そういうことを考えればですね、私たちの被爆県がですね、どういう理由があって三町が加盟しなかったかは分かりませんが、川棚町としてもですね、積極的に呼びかけて加盟をすべきじゃないですか。ここでも資料で見ましたけど、川棚町にも長

崎から多くの被爆者の方達が運ばれてこられて、今の国立病院に収容されたということが書かれています。どういう状況かというのを、これで見れば本当に残酷なことだったとっております。ぜひですね、積極的に呼びかけて、非核宣言をしたからいいというんじゃなくて、加盟に向けてもですね、前向きに考えていってほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

町 長 お答えいたします。先ほど言いましたように、平成3年3月に町議会におきまして、非核都市宣言を議決をいただいております。本来ならば、その時期に行政側といたしましても、そういった協議会があれば加盟をするものではないかなと一般的には思われますけれども、現実問題、先ほど言いましたように、加盟率が16.8%と低うございます。東彼三町が加盟していないということもありますので、おそらく町村会で何らかの協議がなされて今日に至っているのではないかと思います。この加盟率をもっとどんどん高くなっていけば、当然、東彼三町もそういった状況になるのではないかと思いますけれども、現状を考えてみますと、自治体協議会については、活動されているのが核兵器廃絶と世界恒久平和を願う自治体の集まりとして、国際会議への出席やNGOとの連携、核実験に対する抗議活動など、世界レベルでの活動が行われているということでもあります。

これに積極的に加盟するかどうかということについては、よく私自身判断ができません。先ほど言いましたように、特に非核を異とする考えではありませんので、これは積極的に取り組んでおりますし、先ほども言いましたように、例えば、平和大行進や反核平和の火リレーなどにも、私は役場においてになるときにはきちんと挨拶をして、皆様方にお礼を申し上げますので、そういう姿勢があることはご理解いただきたいと思います。今後、町村会と協議をしてまいります。以上です。

4 番 久 保 田 では、16%がもっと増えるように早めの協議をしていただきたいと思っております。そのことを訴えて、私の一般質問を終わらせていただきます。

(14:20)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 8番、波戸勇則です。通告文に従い町長へ質問します。

長崎県の乳幼児医療費助成制度の補助基準は、小学校就学前まで、入院、通院ともなっています。本町もこれに伴い、就学前までは1日800円、月1,600円までの負担となっています。しかし、小学生になると、窓口負担は3割となり、保護者の負担は大きいものがあります。乳幼児医療費助成制度を全国的にみると、助成対象を中学生、あるいは高校生までに引き上げる自治体が増加しております。

厚労省の2013年4月1日現在の調査では、中学生まで助成する自治体が入院72.8%、通院56.7%あります。本県においては、以前より松浦市、南島原市、雲仙市が中学生までを助成の対象としておりましたが、松浦市が7月から高校生までを対象とするほか、本年の4月から島原市、平戸市、また10月から五島市が中学生まで拡大されます。また、2016年1月からは、大村市が小学生まで助成制度の拡大を決定しております。長崎市では、この6月定例会で来年の4月から小学生まで拡大するための準備費が補正予算に計上されております。今、それぞれの自治体が乳幼児医療費助成制度に対し、独自の助成を展開しております。本来、子どもの医療費は、全国どの市町村に住んでいても同じ水準で受けられるのが望ましいところではありますが、現状では各自治体の様々な状況等により、対象者に差が生じているのが現実であります。

本町においては、厳しい財政状況の中、先駆けて第2子保育料軽減事業や乳幼児おむつ用ごみ袋の無料配布など、独自の支援に取り組まれていることは十分承知しております。この助成対象の拡大により、本町のさらなる財政負担、事務負担が生じることは理解しておりますが、子どもたちは10年後、20年後に本町の担い手となる大切な子どもたちでございます。人口減少、少子化対策、子育て支援策の有効な施策と位置づけ、若い世代に子どもを川棚で育てて良かった。住んでいて良かったという実感を持っていただけるよ

う、医療費助成の対象を引き上げる考えはないか、次の点について尋ねます。

①乳幼児医療費助成対象を中学生または小学生まで引き上げる考えはないか。

②助成基準は、小学校就学前まで、通院、入院ともであるが、本町独自の助成として、小学生以降においては入院のみ、通院のみなど、対象範囲の拡大はできないか。以上について尋ねます。

町 長 波戸議員の医療費助成についてのご質問にお答えいたします。

波戸議員からは、2点についてご質問いただきましたが、2点目のご質問の趣旨がちょっとよく理解できません。再質問でよろしくをお願いします。

まず①の「医療費助成対象事業を中学生または小学生まで引き上げる考えはないか」についてお答えいたします。

乳幼児医療制度の補助基準につきましては、現在はご質問のとおり助成対象者は小学校就学前までとなっておりますが、近年、全国的にその対象を小学校、中学校、あるいは高校まで拡大して、独自のサービスを行っている自治体が増加しているようでございます。制度導入の時期につきましては、それぞれ違いますが、県内でも今議員がおっしゃったように松浦市は高校生まで、南島原市、雲仙市に続き、島原市、平戸市、五島市が中学生まで、大村市は小学生までとして助成対象を拡大しているようでございます。

このような制度を導入することが人口減少に歯止めをかけ、少子化対策として子育てしやすい環境整備となり、子どもを産みたい、この町に住んで子どもを育てたいということにつながれば、医療費無料化の幅を拡大することは大変効果的であると、このように考えております。

そしてこのことは、全国どこの自治体でも考えているようですが、財源不足が大きな課題となっております。また、単独で助成を行った場合には、国民健康保険事業にかかる国庫負担金の減額調整措置というペナルティもあるため、実現に至るには厳しい状況のようであります。そのような中、現在、本町では長崎県の補助基準の範囲内で助成をしておりますが、この度、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で取り組むことができないか、その動向を見ながら無料化の対象を小学生に引き上げた場合、あるいは中学生まで

引き上げた場合の町の負担額を今試算している段階でございます。そのようなことで、前向きに取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

②のご質問につきましては、制度構築の課程の中では当然検討する必要事項でありますので、そのようなことで検討していたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

**8 番 波 戸** まず町長からありました②の質問の意図ですけれども、本町の財政状況というのは、ある程度厳しい状況かなとは理解しております。この中で小学生前までは入院、通院とも1回800円、月1,600円の負担で病院に行くことはできますけれども、小学生以降になると3割負担となります。そこで、この入院のみ、または通院のみというのは、厳しい財政状況の中で、わずかでも糸口がつかめればと思ひまして、入院、通院ともではなくて、どちらか一方でも助成ができるのであれば、それを検討いただきたいという趣旨でございます。

それと、私は無料化にしてくださいと言っているのではなくて、1回800円、月1,600円のままの状態では拡大はできないかということで質問しています。よろしくをお願いします。

**町 長** そういうことで今、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で取り組むことができないか、もし取り組んだ場合にはどうなるのか。単独である場合には、いくら財源が必要なのか。そういったところを今担当課の方で検討しているところでございます。以上でございます。

**8 番 波 戸** 確かに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、先行型という中で子育て支援がありますので、そこで検討していただけるということなんですが、この助成対象の負担がどのぐらいまでだったらできるのかとか、そういった試算はできていないと思いますけれども、そういう試算をしていく中で、例えば、来年度から始められるのであれば12月頃には方向性が出てくると思うんですけれども、そこらへんの報告とかいただけますでしょうか。

**町 長** お答えします。まず制度構築をいたします時には、条例を制定したりする場合には議会に提案いたしますし、なんらかのかたちで報告はできるものと思います。

それから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にこれが乗るとした場合

には、国の交付金で対応できますので、町の財政負担が少なく済む場合も生じてまいります。また、まだ具体的に単独でした場合、どのぐらいかかるかの試算はしておりませんが、佐々町の場合が、平成27年度の当初予算に370万円計上されておりますので、だいたい人口規模からすれば、この程度ぐらいではないかなという判断はいたしております。以上でございます。

**8 番 波 戸** 検討していただけるということなんですけれども、佐々町の方が町長からありましたけれども、佐々町の方が償還払いと聞いておりますので、そこらへんの償還払い、現物給付、そのあたりも一緒に含めて検討してもらいたいということと、できればできる範囲で、なるべく小学3年生とかでも助成対象されている自治体もありますので、ここも同時に検討していただいて、何とか拡大できる方法を検討してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**町 長** お答えします。今、佐々町の場合は償還払いだという話がありましたけれども、できれば現物給付が一番理想であるわけでありましてけれども、現物給付にした場合には、システムの構築等と大変、新たな事務が生じてまいりますので、どう構築できるかではありますけれども、先ほど言いましたように、取組んでいく方向でおりますので、もし制度構築できましたら、これは条例を制定しなければいけないと思っておりますので、ぜひ事前にご説明し、そして議会の決定をいただくという方向で進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

**8 番 波 戸** それでは検討していただくということで、最後の質問をいたします。

町長にはですね、毎日多くの郵便物が来るとは思いますけれども、それをすべて目を通すのはちょっと不可能かと思いますが、昨年8月に長崎県保険医協会から子ども医療費助成制度対象年齢を引き上げる要望書が、各自治体の首長宛に送付されているんですけれども、これに目を通された記憶はございますか。

**町 長** 申し訳ありません。記憶にない状況でありますけれども、もしかして読んでいるかもしれません。で、为什么呢。

**8 番 波 戸** 毎日、多くの郵便物が来るので、目を通されていないかと思いましたけれども、昨年8月に送付されたということは私も聞いておりま

す。その中で読んでいないということですが、これがきっかけとなったかどうか分かりませんが、今年度4つの自治体が対象の拡大を行っております。

本町もまた、できれば来年度、無理なら再来年度に向けての検討をしてもらいたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

(14:46)

**議 長** 次に、堀池浩議員。

**7 番 堀 池** 7番、堀池浩です。通告書に従いまして、2項目の質問をさせていただきます。

最初に、胃がん検診検査項目の追加についてです。本町のがん検診と各種検診事業において、疾病の早期発見、早期治療に結びつくとあります。がん死亡の第2位である胃がんの発がん因子は、成人の約半数、若い人で2割、50歳代から7、8割が感染していると言われており、ヘリコバクターピロリ菌であり、そのピロリ菌の早期除菌が最適であり、その除菌費用については、平成25年2月から保険適用となりました。ただ、ピロリ菌検査費用約5千円から1万2千円は、まだ保険適用になっておらず、患者の全額負担となっているため、進んでいない状況であります。ピロリ菌感染検査を進め、早期にピロリ菌除菌を行うことが胃がん抑制には有効であります。そこで、本町が実施する胃がん検診検査項目にピロリ菌検査を追加する考えはないのかお尋ねいたします。

第2項目です。大崎くじゃく園のトイレ増設と、その案内板の設置についてです。

本町の観光事業のシンボルであり、高齢者から幼児まで幅広く親しまれている大崎くじゃく園に設置されているトイレは、風の広場、ドッグラン、売店横の3カ所です。ただ、幼児や子どもが一番楽しんでいるウッドステーションやザイルクライミングのところにはトイレがなく、そのため、保育園児や幼稚園児の付添いの方、あるいは園内散策の高齢者にとっては売店横のトイレまで行くのが大変であります。

そこで、ザイルクライミングとフライングゲージの付近にトイレを設置し、園内に分かりやすいトイレ案内板を設置するなど、園内設備の充実の考えはないのかお尋ねいたします。以上、2項目をお尋ねいたします。

町 長 堀池議員の質問にお答えいたします。議員からは、2項目についてご質問いただきましたので、まず胃がん検診検査項目の追加についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の通り、ヘリコバクターピロリ菌は、胃がんの原因の一つとしてされております。国立がんセンターの報告書によりますと、胃がんリスクの環境を調べた結果、ピロリ菌感染者の胃がんリスクは、非感染者の5.1倍になることが示されております。ただし、ピロリ菌の除菌により胃がんのリスクは減少しますが、感染している方が必ず胃がんになるわけではなく、また感染していない方がまったく胃がんにならないというわけでもないようであります。ピロリ菌感染の検査方法は、内視鏡を使う検査方法がありますが、内視鏡を使わない場合は、血液抗体測定、呼気、便、尿などからの検査が可能とのことであります。また、検査費用は初診料は別として、血液抗体検査で3千円程度、便中検査で5千円程度ということですが、胃カメラや他の検査を併せて行くと、堀池議員が言われるように1万円を超える額になっているようであります。この検査の実施状況ですが、郡内ではまだ取組んでいる町はありませんが、県内12の市町が実施または計画中であるとのことであります。

多くは血液検査の方法で、対象者を5歳刻みの希望者で設定し、個人の負担金は200円から1,500円程度で、集団検診ではなく、個別検診のみとしている市町も多いようであります。

がん検診は、基本的に症状がない健康な人が対象とされ、症状がある場合は受診、治療となりますので、国の指針においては、このピロリ菌検査についてはがん検診の検査項目としては定められていないのが現状であります。また、このピロリ菌の感染検査は、陽性、陰性を判断するだけの検査となりますので、その後の除菌治療までつなげる保健指導も重要になってきます。そのようなことから、今後も国の指針等の動向等を踏まえ、検診の在り方、負担金等について、さらに研究を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、大崎くじゃく園のトイレ増設と、その案内板の設置についての質問にお答えいたします。

くじゃく園では、年間を通じ多くの方に利用していただいておりますが、

開園から50年を経過し、これまで整備してきた施設の老朽化が進んでおります。そのような中、公園管理では、おもてなしの気持ちを大切にし、訪れた皆様にできるだけご不便をかけないよう取り組んでおり、平成25年度には風の広場に多目的トイレを設置し、そして本年度はゴーカート2台を増車し、5月のくじゃく祭りでは大活躍をしたところでございます。

さて、ご質問の大型遊具がある広場のトイレの設置につきましては、広場から最寄りのトイレまで100mほどの距離であります。トイレまでの間には、階段や坂道があり、駐車場を横断しなければならないことから、子どもと、その家族が利用されるときには、少々ご不便をおかけしているものと思います。そのようなことから設置の必要性は十分認識をしているところであります。しかし、広場にトイレを設置するとなると、多額の建設費が必要となりますので、現在の財政状況では厳しいものがありますので、県補助などの財源を含め、今検討をしているところでございます。

そして、案内板につきましては、風の広場内とアスレチック広場下の駐車場、そして売店横に総合案内板を設置してございまして、各施設とトイレの案内をいたしてございます。また、普段から利用者が多い売店前駐車場では、トイレが若干、分かりづらくなってございますので、先ほど説明した総合案内板に加えて、売店に大きくトイレの案内表示をしているところでございまして、利用者の皆様にもご理解いただけているものと考えております。したがって、今のところトイレの案内板の新たな設置については考えておりませんが、これからもくじゃく園の利用者に対しご不便をかけないよう、園内施設の充実に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

**7 番 堀 池** 胃がん検診検査項目の追加についてですけれども、先ほどの町長の答弁から聞きましたら、県内12市町村が実施、あるいは計画中であるということです。また、個人負担200円から1,200円、個別検診として助成できるという話もあります。胃がんは、ピロリ菌除菌で無くせるとまで言われております。ピロリ菌感染検査を行い、ピロリ菌保有者の除菌を行うことで胃がん発症が無くせるとなれば、胃がんの治療、手術にかかる負担よりも、はるかに少ない負担で済むのではないかと思います。少しでも早く追加されるよう要望いたします。

2項目目の大崎くじゃく園のトイレ増設とその案内板の設置についてということで、確かにトイレの増設に関しては、建設費が多額になるかと思いません。しっかりしたトイレ等も必要かもしれませんが、負担が少なく済むようなトイレの設置も考えていただきたいなと思っております。県の補助等が出るのであれば、やはりしっかりしたトイレを少しでも多く設置していただきたいと思うところであります。

**町** **長** お答えします。まず、ピロリ菌の検査についてでありますけれども、これは要は検査をしてもピロリ菌が検出された場合、どうもなければ病院にかかろうとしないということがよく言われますけれども、そういった状況が生まれてくれば、検査をしても意味がないわけですね。要は、検査をして、そこにピロリ菌が検出された場合には、ただちに除菌をしましょう。ただし除菌をする場合には、これは有料なんですね。そこに胃炎とかの症状があれば、その場合の除菌については保険適用というふうになりますので、そういったところも少し研究をしながら、制度の構築をしていきたいと、このように考えております。

それからくじゃく園の、いわゆる子ども達が一番遊ぶところのトイレ、先ほど言いましたように必要性は十分認識をいたしております。できればすぐにでも設置したいんですけれども、ここ数年の本町の財政状況から見れば、単独費では大変厳しいものがありますので、今県の補助事業などがないかどうかも含めて検討しているところでございます。以上、ご理解を賜りますようお願いいたします。

**7 番 堀 池** 胃がん検診検査項目の追加についてですけれども、先ほど検査してもピロリ菌が検出された場合にも除菌費用は有料になると。ただ除菌費用は有料になっていますけれども保険適用がきいております。ただピロリ菌の感染検査、これについて保険適用がないものですから、なかなかピロリ菌感染検査のみということで受診する人が少ない。そういう状態なんです。その分を今後、少しでも早く追加されるよう要求したいと思えます。

**町** **長** お答えします。ピロリ菌の検査をして検出された。それを除菌に結びつける。その制度構築がまず必要だということ。そして除菌をする場合、これは担当の方から説明を聞いたところによれば保険適用ではないと。今議員は保険適用だとおっしゃいましたけれども、ちょっとそこらへん

は担当の方で確認をさせます。

そこで、胃炎等の症状があれば、これはその時の除菌費用は保険適用だというふうに私は理解しておりますので、そのことについて間違いがあれば、担当課から答弁をさせます。

**健康推進課長** 堀池議員が言われました制度について、若干、説明をさせていただきたいと思います。以前からピロリ菌の感染が疑われるものに限ります。条件付きで除菌前の感染診断を保険対象とされておりました。言われるように平成25年2月にヘリコバクターピロリ菌の治療に関する取扱いの一部改正がございまして、保険適用の前提条件に、内視鏡検査において、胃炎の確定診断がなされた患者というのが追加されたところです。内視鏡検査において、胃炎の確定診断がなされた患者、これにも保険が適用されるということになりまして、ただし、ピロリ菌があっても、最低でも内視鏡検査において、胃炎の確定診断がない方には保険は適用されません。これは国から示されております。ですので、例えば、集団検診等によって血液検査をして、ピロリ菌の陽性反応が出たとしても、病院に行って内視鏡で胃炎が認められなければ保険適用とはなりません。まず、症状がある方はですね、個別診断において、内視鏡検査を受け、胃炎が確認されたら、そのあと検査、除菌、治療に移る方が効果的ではないかと考えているところでございます。以上です。

**7 番 堀 池** ただし、ピロリ菌を除菌すれば、胃炎、胃がんを無くせるというのは分かりきっていることなので、少しでも検討いただきたいと思います。

トイレに関しましては、必要性を認知されていると、すぐにでも設置したいという、あと予算の問題かと思います。今後、園内の設備の充実の方をよろしくお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

(15:06)

**議 長** 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

(15:06)

**議 長** 次に、日程第6、発委第2号「議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議」についてを議題といたします。

ただいま議題となっております発委第2号「議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議」については、川棚町議会会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議長** 発委第2号「議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議」

は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第2号「議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議長** 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(15:09)

**議** 長 お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報広聴特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会広報広聴特別委員に議長を除く議員13名を指名いたします。以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員13名を議会広報広聴特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(15:10)

**議** 長 次に、日程第7、発議第1号「議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

ただいま議題となっております、発議第1号「議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議」は、川棚町議会会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議」は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号「議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定すること異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「議会活性化調査特別委員会の設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(15:12)

**議** \_\_\_\_\_ **長** お諮りします。ただいま設置されました議会活性化調査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。

議会活性化調査特別委員に、福田徹議員、山口隆議員、三岳昇議員、久保田和恵議員、毛利喜信議員、小谷龍一郎議員、小田成実議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を、議会活性化調査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

(15:13)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第8、発議第2号「石木ダム対策調査特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

ただいま議題となっております、発議第2号「石木ダム対策調査特別委員会の設置に関する決議」については、川棚町議会会議規則第39条第2項の

規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「石木ダム対策調査特別委員会の設置に関する決議」は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号「石木ダム対策調査特別委員会の設置に関する決議」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 全員起立です。したがって、発議第2号「石木ダム対策調査特別委員会の設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(15 : 14)

**議** 長 お諮りします。ただいま設置されました石木ダム対策調査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

石木ダム対策調査特別委員に、田口一信議員、堀田一徳議員、堀池浩議員、波戸勇則議員、高以良壽人議員、村井達己議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を石木ダム対策調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(15 : 15)

**議** 長 次に、日程第9、発議第3号「議会だより編集特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

ただいま議題となっております、発議第3号「議会だより編集特別委員会の設置に関する決議」は、川棚町議会会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「議会だより編集特別委員会の設置に関する決議」は、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号「議会だより編集特別委員会の設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「議会だより編集特別委員会の設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(15:17)

議 長 お諮りいたします。ただいま設置されました議会だより編集特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することとなっております。

議会だより編集特別委員に、小谷龍一郎議員、堀田一徳議員、堀池浩議員、波戸勇則議員、高以良壽人議員、小田成実議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました、各特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することとなっております。

ここでしばらく休憩します。

( 1 5 : 1 8 )

(…休 憩…)

( 1 5 : 3 4 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴調査特別委員会等の正副委員長が、次のとおり決定した旨の報告を受けましたのでお知らせします。

まず、議会広報広聴調査特別委員会の委員長に村井達己委員、副委員長に小谷龍一郎委員。

次に、議会活性化調査特別委員会の委員長に福田徹委員、副委員長に小田成実委員。

次に、石木ダム対策調査特別委員会の委員長に田口一信委員、副委員長に波戸勇則委員。

次に、議会だより編集特別委員会の委員長に小谷龍一郎委員、副委員長に波戸勇則委員。

以上が、各特別委員会の正副委員長であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 5 : 3 5 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_